

愛知県地域防災計画（地震災害対策計画）

新旧対照表（案）

地震災害対策計画

| 現 行 | | 改 正 案 | |
|-----|--|---|--|
| P4 | <p>第1編 総則 第2章 各機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱 第2節 処理すべき事務又は業務の大綱 1 県 (5) 避難の勧告、指示の代行を行うことができる。</p> | <p>第1編 総則 第2章 各機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱 第2節 処理すべき事務又は業務の大綱 1 県 (5) 避難の勧告、指示を代行することができる。</p> | <p>風水害等災害対策計画と統一する。 (防災局)</p> |
| P6 | <p>3 指定地方公共機関 中部管区警察局 (6) 津波予報の伝達を行う。</p> <p>東海財務局 (5) 災害発生の際は、災害の実情、資金の需要状況等に応じ、関係機関と緊密な連絡を取りつつ、民間金融機関等に対して機を逸せず必要と認められる範囲内で、適切な措置を要請する。</p> | <p>3 指定地方公共機関 中部管区警察局 (6) 津波警報等の伝達を行う。</p> <p>東海財務局 (5) 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、現地における災害の実情、資金の需要状況等に応じ、関係機関と緊密な連絡を取りつつ、民間金融機関等に対して機を逸せず必要と認められる範囲内で、適切な措置を要請する。</p> | <p>気象業務法施行令の一部改正(平成19年12月1日施行)による (名古屋気象台)</p> <p>防災業務計画に合わせた字句修正 (東海財務局)</p> |
| P8 | <p>名古屋地方気象台 (2) 次の地震及び津波に関する情報を関係機関に伝達するとともに、報道機関の協力を求めてこれを公衆に周知する。 ・津波予報、地震・津波情報 ・東海地震に関連する情報(東海地震観測情報、東海地震注意情報、東海地震予知情報) (3)~(4) (略)</p> | <p>名古屋地方気象台 (2) 次の地震及び津波に関する警報及び注意報等を関係機関に伝達するとともに、報道機関の協力を求めてこれを公衆に周知する。 ・津波警報・注意報、地震・津波情報 ・東海地震に関連する情報 ・緊急地震速報(気象庁から伝達する) (3)~(4) (略) (5) 緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報を行う。</p> | <p>気象業務法施行令の一部改正(平成19年12月1日施行)、及び、平成19年10月1日より緊急地震速報の広く国民への提供を開始したことから、利用の心得を継続的に周知・広報する必要があるため。 (名古屋気象台)</p> |
| P10 | <p>5 指定公共機関 日本郵政公社 <u>災害の態様及び公衆の被災状況等被災地の実情に応じ、次のとおり災害特別事務取扱い及び援護対策を実施する。</u> (1) 被災者に対する郵便はがき等の無償交付を行う。 (2) 被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社、共同募金会又は共同募金会連合会にあてた救助用物資を内容とした小包郵便物及</p> | <p>5 指定公共機関 郵便事業株式会社 <u>災害が発生した場合において、災害の態様、被災者・被災地の実情に応じ、次のとおり、郵便業務に係る災害特別事務取扱い及び援護対策を迅速かつ的確に実施するものとする。</u> (1) 被災者の安否通信等の便宜を図るため、被災地の支店及び郵便局において、被災世帯に対し、通常葉書及び郵便書簡を無償交付する</p> | <p>郵便事業株式会社・郵便局株式会社防災業務計画</p> |

地震災害対策計画

| | 現 行 | 改 正 案 |
|-----|--|--|
| | <p><u>び救助用又は見舞い用の現金書留郵便物の料金免除を行う</u></p> <p><u>(3) 郵便貯金業務及び簡易保険業務の非常取扱いを行う。</u></p> <p><u>(4) 被災者の救援を目的とする寄付金送金のための郵便振替の料金免除を行う。</u></p> <p><u>(5) 被災地域の地方公共団体の申請に応じ、簡易保険資金の短期融資を行う。</u></p> <p><u>(6) 加入者福祉施設に対する災害救護活動の要請を行う。</u></p> <p><u>(7) 被災者が差し出す郵便物の料金免除を行う。</u></p> <p><u>(8) 被災地の実情に応じ、病院等から医療救護班を派遣する。</u></p> <p><u>(9) 民間災害救護団体に対する災害ボランティア口座寄附金の公募・分配に関すること。</u></p> | <p><u>ものとする。</u></p> <p><u>(2) 被災者が差し出す郵便物の料金免除を実施するものとする。</u></p> <p><u>(3) 被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社、その他総務省令で定める法人又は団体にあてた救助用の現金書留郵便物等の料金免除を実施するものとする。</u></p> <p><u>(4) 被災者の救助を行う団体が被災者に配付する救助物資を購入するために必要な費用に充てるため、あらかじめ当該団体からの申請に基づき、総務大臣の認可を得て、お年玉付郵便葉書等寄附金を配分する。</u></p> <p>郵便局株式会社</p> <p><u>災害の発生時又はそのおそれがある場合においては、可能な限り窓口業務を確保する。</u></p> |
| P12 | <p>日本赤十字社</p> <p>(4) 日頃から備蓄してある赤十字救援物資（毛布、<u>日用品セット</u>、お見舞い品セット等）を被災者のニーズに応じて配分する。</p> <p>なお、配分にあたっては地方公共団体や防災ボランティア等の協力を得ながら行う。</p> <p>日本放送協会</p> <p>(6) <u>津波予報、地震・津波情報等及び被害状況等の報道を行う。</u></p> | <p>(H19.10.1) 第2編第3章 第11節 災害時における郵便業務に係る災害特別事務取扱い及び援護対策 (郵便事業株) (郵便局株)</p> <p>配布する物資を変更したため。日用品セットを廃止し、緊急セットを導入。 (日赤)</p> <p>気象業務法施行令の一部改正(平成19年12月1日施行) (名古屋気象台)</p> |
| P19 | <p>第3章 本県の特質と災害要因</p> <p>第2節 本県における既往の地震とその被害</p> <p>本県は、地震国日本の中でも有数の地震県であり、過去にしばしば大地震に襲われている。</p> <p>ちなみに、過去約100年間の日本における死者1,000人以上の大地震(津波も含む。)は<u>10回</u>であるが、そのうち3回が本県を主要な被害地域として発生している。</p> <p>(略)</p> | <p>第3章 本県の特質と災害要因</p> <p>第2節 本県における既往の地震とその被害</p> <p>本県は、地震国日本の中でも有数の地震県であり、過去にしばしば大地震に襲われている。</p> <p>ちなみに、過去約100年間の日本における死者1,000人以上の大地震(津波も含む。)は<u>11回</u>であるが、そのうち3回が本県を主要な被害地域として発生している。</p> <p>(略)</p> <p>誤記 (防災局)</p> |

地震災害対策計画

| 現 行 | | 改 正 案 | |
|-----|---|--|---|
| P27 | <p>第2編 災害予防 第1章 総則 第1節 防災協働社会の形成推進 2 対策</p> <p>(2) 災害被害の軽減に向けた取組み 県及び市町村は、様々な主体を通じた防災知識の普及啓発に努めるものとする。また、各主体が連携して防災活動に参加できるよう配慮するとともに、家庭や事業所等における安全に対する備えの促進を図るものとする。</p> | <p>第2編 災害予防 第1章 総則 第1節 防災協働社会の形成推進 2 対策</p> <p>(2) 災害被害の軽減に向けた取組み 県及び市町村は、様々な主体を通じた防災知識の普及啓発に努めるものとする。また、各主体が連携して防災活動に参加できるよう配慮するとともに、家庭や事業所等における安全に対する備えの促進を図るものとする。 <u>さらに、県及び市町村は、激甚な被害を被った場合に備え、発災後に実施する災害応急対策及び継続する必要性の高い通常業務等を行うための業務継続計画を策定し、そのために必要な実施体制を整えるよう努めるものとする。</u></p> | <p>防災基本計画の修正 (防災局)</p> |
| P31 | <p>第2章 都市の防災化 第2節 対策 2 防災空間の整備拡大</p> <p>(1) 防災対策に資する公園緑地の配置計画 公園緑地の配置計画については、<u>県が策定する「県広域緑地計画」</u>及び市町村が策定する「緑の基本計画において、(略)</p> <p>(2) 特別緑地保全地区等の指定 (略) 県内では、特別緑地保全地区として、平成17年3月末現在名古屋市71か所(183.4ha)春日井市1か所(9.7ha)が地区指定されている。(略)</p> | <p>第2章 都市の防災化 第3節 対策 2 防災空間の整備拡大</p> <p>(1) 防災対策に資する公園緑地の配置計画 公園緑地の配置計画については、<u>「愛知県広域緑地計画」</u>及び市町村が策定する「緑の基本計画において、(略)</p> <p>(2) 特別緑地保全地区等の指定 (略) 県内では、特別緑地保全地区として、平成20年3月末現在名古屋市71か所(183.3ha)春日井市1か所(9.7ha)が地区指定されている。(略)</p> | <p>正式名称に合わせた。 (建設部)</p> <p>時点修正 (建設部)</p> |
| P32 | <p>(資料) <u>・防災公園供用状況……(附属資料第16-1)</u></p> | <p>(資料) (削除)</p> | <p>附属資料編から際当該資料を削除したため。 (建設部)</p> |

地震災害対策計画

| | 現 行 | 改 正 案 | |
|-----|---|---|--|
| P34 | <p>第3章 地盤災害の予防 第2節 対策 3 宅地造成の規制誘導</p> <p>宅地造成については、宅地造成等規制法や都市計画法の開発許可制度によって一定規模以上の宅地造成を許可制度とし、擁壁の技術基準など、宅地の安全確保を図るため規制誘導策を進めるとともに、現行基準においてもより安全な宅地とするための指導を強めることとする。</p> <p>また、災害防止パトロールを始め、通常の防災パトロールを通じて違法な宅地造成や、危険な宅地について指導監督を強めて、宅地の安全確保に努める。</p> <p>宅地造成に伴い、がけ崩れ又は土砂の流出を生ずるおそれが著しい市街地又は市街地になろうとする土地の区域(宅地造成工事規制区域)を指定し、宅地造成に関する工事等について、災害防止のため必要な規制を行っている。</p> | <p>第3章 地盤災害の予防 第2節 対策 3 宅地造成の規制誘導</p> <p>宅地造成については、宅地造成等規制法や都市計画法の開発許可制度によって一定規模以上の宅地造成を許可制度とし、擁壁の技術基準など、宅地の安全確保を図るため規制誘導策を進めるとともに、現行基準においてもより安全な宅地とするための指導を強めることとする。</p> <p><u>(1) 宅地造成工事規制区域</u></p> <p>宅地造成に伴い、がけ崩れ又は土砂の流出を生ずるおそれが著しい市街地又は市街地になろうとする土地の区域(宅地造成工事規制区域)を指定し、宅地造成に関する工事等について、災害防止のため必要な規制を行っている。</p> <p><u>(2) 造成宅地防災区域</u></p> <p><u>県は市町村と協力して、大規模盛土造成地の変動予測調査を行い、がけ崩れ等による災害で相当数の居住者等に危害を生ずるものの発生のおそれが大きい造成宅地の区域を造成宅地防災区域として指定し、災害防止のための必要な規制を行う。</u></p> <p><u>(3) 宅地危険箇所の防災パトロール</u></p> <p>災害防止パトロールを始め、通常の防災パトロールを通じて違法な宅地造成や、危険な宅地について指導監督を強めて、宅地の安全確保に努める。</p> | <p>宅地造成等規制法の改正(H18.4.1)及び指定等に関する規定が整備されたことに伴い、造成宅地防災区域指定制度を追加。 (建設部)</p> |
| P35 | <p>4 土砂災害の防止 (3) 地すべり防止区域 (略)既に地すべり等防止法第3条の規定に基づく「地すべり危険区域」として指定しており、必要な対策を進める。(略)</p> | <p>4 土砂災害の防止 (3) 地すべり防止区域 (略)既に地すべり等防止法第3条の規定に基づく「地すべり防止区域」として指定しており、必要な対策を進める。(略)</p> | <p>法の条文に合わせた修正 (建設部)</p> |
| P36 | <p>(5) 山地災害危険地区 (略)</p> <p>これらの地区について調査点検し、保安林又は保安施設地区に指定して、治山事業を積極的に推進する。 (資料)</p> <p>・山地災害危険地区……………(付属資料第1-6)</p> | <p>(5) 山地災害危険地区 (略)</p> <p>これらの地区について調査点検し、保安林又は保安施設地区に指定して、治山事業を積極的に推進する。 (資料)</p> <p>・山地災害危険地区……………(付属資料第1-6)</p> | |

地震災害対策計画

現 行

(6) 治山施設の地震対策

地震により山地災害が発生するおそれのある治山事業施工地について、平成7年度に実施した既存施設の老朽化等の状況調査の結果を踏まえて、施設の補強等防災対策を実施する。

(資料)

- ・治山事業実施区域……………(付属資料第1-5)

(7) 土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域

(略)

第4章 公共施設の安全確保

第2節 道路施設

2 対策

愛知県緊急輸送道路(既設及び計画分)

P41

| | | 単位: km | | | | | | | | | |
|-----|----------|--------------|------------|-------------|-------|---------|-----------|-------------|-----------|--------|--------|
| 種別 | 管理区分 | 国土交通省中部地方整備局 | 中日本高速道路(株) | 愛知県(臨港道路除く) | 名古屋市 | 愛知県道路公社 | 名古屋高速道路公社 | 市町村(名古屋市除く) | 港湾(漁港)管理者 | 合計 | |
| 第一次 | 高速自動車国道 | | 206.5 | | | | | | | | 206.5 |
| | 一般国道 | 437.3 | 36.6 | 225.9 | 16.1 | 5.2 | | | | | 721.1 |
| | 主要地方道 | | | 64.1 | 76.0 | 20.9 | | | | | 161.0 |
| | 一般県道 | | | 8.3 | 2.1 | 12.3 | 39.0 | | | | 61.7 |
| | 市町村道 | | | | 4.1 | | 42.2 | | | | 46.3 |
| | 臨港道路 | | | | | | | | 17.5 | | 17.5 |
| | 計 | 437.3 | 243.1 | 298.3 | 98.3 | 38.4 | 81.2 | 0 | 17.5 | | 1214.1 |
| 第二次 | 高速自動車国道 | | | | | | | | | | 0 |
| | 一般国道 | | | 553.7 | 3.9 | 0.9 | | | | | 558.5 |
| | 主要地方道 | | | 506.6 | 110.1 | 37.3 | | | | | 653.9 |
| | 一般県道 | | | 170.4 | 55.4 | 2.3 | | | | | 228.1 |
| | 市町村道 | | | | 102.6 | | | 4.3 | | | 106.9 |
| | 臨港道路 | | | | | | | | 4.2 | | 4.2 |
| | 緊急用河川敷道路 | 19.9 | | | | | | | | | 19.9 |
| 計 | 19.9 | 0 | 1230.6 | 272.0 | 40.5 | 0 | 4.3 | 4.2 | | 1571.5 | |
| 合計 | 高速自動車国道 | | 206.5 | | | | | | | | 206.5 |
| | 一般国道 | 437.3 | 36.6 | 779.6 | 20.0 | 6.1 | | | | | 1279.6 |
| | 主要地方道 | | | 570.6 | 186.1 | 58.2 | | | | | 814.9 |
| | 一般県道 | | | 178.7 | 57.5 | 14.6 | 39.0 | | | | 289.8 |
| | 市町村道 | | | | 106.7 | | 42.2 | 4.3 | | | 153.2 |
| | 臨港道路 | | | | | | | | 21.7 | | 21.7 |
| | 緊急用河川敷道路 | 19.9 | | | | | | | | | 19.9 |
| 計 | 457.2 | 243.1 | 1528.9 | 370.3 | 78.9 | 81.2 | 4.3 | 21.7 | | 2785.6 | |

改 正 案

(削除)

(6) 土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域

(略)

第4章 公共施設の安全確保

第2節 道路施設

2 対策

愛知県緊急輸送道路(供用道路分)

| | | 単位: km | | | | | | | | | |
|-----|---------|--------------|------------|-------------|-------|---------|-----------|-------------|-----------|----|--------|
| 種別 | 管理区分 | 国土交通省中部地方整備局 | 中日本高速道路(株) | 愛知県(臨港道路除く) | 名古屋市 | 愛知県道路公社 | 名古屋高速道路公社 | 市町村(名古屋市除く) | 港湾(漁港)管理者 | 合計 | |
| 第一次 | 高速自動車国道 | | 243.0 | | | | | | | | 243.0 |
| | 一般国道 | 425.4 | | 251.0 | 17.1 | 5.2 | | | | | 698.7 |
| | 主要地方道 | | | 76.0 | 76.0 | 40.5 | | | | | 192.5 |
| | 一般県道 | | | 13.0 | 2.1 | 14.6 | 27.0 | | | | 56.7 |
| | 市町村道 | | | | 6.5 | | 42.2 | | | | 48.7 |
| | 臨港道路 | | | | | | | | 17.5 | | 17.5 |
| | 計 | 425.4 | 243.0 | 340.0 | 101.7 | 69.3 | 69.2 | 0 | 17.5 | | 1257.1 |
| 第二次 | 高速自動車国道 | | | | | | | | | | 0 |
| | 一般国道 | | | 494.0 | 2.9 | | | | | | 496.9 |
| | 主要地方道 | | | 516.0 | 109.4 | 17.7 | | | | | 643.1 |
| | 一般県道 | | | 154.0 | 55.4 | | | | | | 209.4 |
| | 市町村道 | | | | 101.0 | | | 13.0 | | | 114.0 |
| | 臨港道路 | | | | | | | | 5.3 | | 5.3 |
| | 計 | 0 | 0 | 1164.0 | 268.7 | 17.7 | 0 | 13.0 | 5.3 | | 1468.7 |
| 合計 | 高速自動車国道 | | 243.0 | | | | | | | | 243.0 |
| | 一般国道 | 425.4 | | 745.0 | 20.0 | 5.2 | | | | | 1195.6 |
| | 主要地方道 | | | 592.0 | 185.4 | 58.2 | | | | | 835.6 |
| | 一般県道 | | | 167.0 | 57.5 | 14.6 | 27.0 | | | | 266.1 |
| | 市町村道 | | | | 107.5 | | 42.2 | 13.0 | | | 162.7 |
| | 臨港道路 | | | | | | | | 22.8 | | 22.8 |
| | 計 | 425.4 | 243.0 | 1504.0 | 370.4 | 78.0 | 69.2 | 13.0 | 22.8 | | 2725.8 |

治山事業は、山地災害危険地区内で実施しており、治山事業実施区域という表現がないため。

(農林水産部)

緊急輸送道路網の見直しによる。

(建設部)

地震災害対策計画

| 現 行 | | 改 正 案 | |
|--------|---|--|---|
| P43・44 | 緊急輸送道路網図（ <u>18年4月</u> ）...愛知県域 （略） | 緊急輸送道路網図（ <u>20年3月</u> ）...愛知県域 すべて削除し、別紙1のとおり修正する。 | |
| P45 | 緊急輸送道路網図（ <u>16年3月</u> ）...名古屋市域 （略） | 緊急輸送道路網図（ <u>20年3月</u> ）...名古屋市域 すべて削除し、別紙2のとおり修正する。 | |
| P52 | 第8節 電力施設 1 基本方針 電力供給機関は災害時における電力供給を確保し、民心の安定を図るため電力設備の <u>防護対策</u> に努める。 （略） | 第8節 電力施設 1 基本方針 電力供給機関は災害時における電力供給を確保し、民心の安定を図るため <u>防災対策</u> に努める。 （略） | 防護対策とは何を指しているのか不明確であるため。 (中部電力) |
| P59 | 第11節 通信施設 2 対策 (1) 電気通信 イ 株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ東海 ク) iモード災害用伝言板サービス (表の項目「その他」中) <u>au 携帯電話及びツーカー携帯電話の災害伝言板と相互リンクしている。</u> | 第11節 通信施設 2 対策 (2) 電気通信 イ 株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ東海 ク) iモード災害用伝言板サービス (表の項目「その他」中) <u>docomo 携帯電話番号以外からは「au 災害用伝言板」「ソフトバンク災害用伝言板」「ウィルコム災害伝言板」のリンクを表示する。</u> | 2008年3月31日をもってツーカー携帯電話サービスが終了となるため。 (NTTドコモ) |
| P60 | (2) 専用通信 (略)現在、県、市町村、警察、気象庁、建設省、海上保安庁、東海旅客鉄道株式会社、(略) | (2) 専用通信 (略)現在、県、市町村、警察、気象庁、 <u>国土交通省</u> 、海上保安庁、東海旅客鉄道株式会社、(略) | 誤記 (中部地整) |
| | 第5章 建築物の耐震推進 第2節 対策 4 都市建築物の防災対策 | 第5章 建築物の耐震推進 第2節 対策 4 都市建築物の防災対策 | |

地震災害対策計画

| 現 行 | | 改 正 案 | |
|-----|--|---|---|
| P65 | <p>(1) 高層建築物の防災対策</p> <p>11 階建以上又は高さ 31m を超える高層建築物は、近年急激に増加している。これら対象物については、発災時における危険が極めて高いので、<u>防災について多面的な対策を講じる必要がある。</u></p> <p><u>そこで、県では高さが 31m を超える建築物及び不特定多数の人が出入りする大規模建築物について、その建築に当たり、予想される災害の発生や拡大を防止するため、それぞれの計画条件に即した総合的な防災計画書の作成を指導している。</u></p> <p>また、消防機関としては、立入検査の強化を始め現行消防法に規定された消防用設備等の完全設置及びその維持管理についての適正な運用、防火管理者制度の円滑な推進を図るとともに、消防計画に基づく消火、通報及び避難の訓練の励行について関係市町村を通じて指導の強化に努めるものとする。</p> <p>第 8 章 火災予防対策 第 2 節 対策 1 火災予防対策に関する指導 (1) 火災予防の徹底</p> | <p>(1) 高層建築物の防災対策</p> <p>11 階建以上又は高さ 31m を超える高層建築物は、近年急激に増加している。これら対象物については、発災時における危険が極めて高いので、<u>消防機関としては、立入検査の強化を始め現行消防法に規定された消防用設備等の完全設置及びその維持管理についての適正な運用、防火管理者制度の円滑な推進を図るとともに、消防計画に基づく消火、通報及び避難の訓練の励行について関係市町村を通じて指導の強化に努めるものとする。</u></p> <p>第 8 章 火災予防対策 第 2 節 対策 1 火災予防対策に関する指導 (1) 火災予防の徹底</p> | <p>高層建築物について、多様で合理的な避難安全設計が可能である環境が整ったこと、及び、設計者のノウハウ取得が進んだことから、愛知県高層建築物等防災計画指導要領を廃止した。これに伴う修正。 (建設部)</p> |
| P71 | <p>ア 一般家庭に対する指導</p> <p>市町村は、地区の自治会等各種団体を通じて、一般家庭に対し<u>消火器具、消火用水の普及徹底を図るとともに、これら器具等の取扱い方を指導し、初期消火活動の重要性を認識させ地震時における初期消火活動の徹底を図るものとする。</u></p> <p>第 1 2 章 企業防災の促進 第 1 節 基本方針 2 企業防災の促進</p> | <p>ア 一般家庭に対する指導</p> <p>市町村は、地区の自治会等各種団体を通じて、一般家庭に対し<u>住宅用火災警報器、消火器具及び消火用水の普及徹底を図るとともに、これら器具等の取扱い方を指導し、初期消火活動の重要性を認識させ地震時における初期消火活動の徹底を図るものとする。</u></p> <p>第 1 2 章 企業防災の促進 第 1 節 基本方針 2 企業防災の促進</p> | <p>住宅用火災警報器が平成 1 8 年から設置が義務付けられたため。 (防災局)</p> |
| P80 | <p>県、市町村及び商工団体等は、企業の防災意識の向上を図り、災害時に<u>企業が果たす役割が十分に実施できるよう、(略)</u></p> | <p>県、市町村及び商工団体等は、企業の防災意識の向上を図り、災害時の<u>企業の果たす役割が十分に実施できるよう、(略)</u></p> | <p>字句の修正 (産業労働部)</p> |

地震災害対策計画

| 現 行 | | 改 正 案 | |
|-----|---|--|--|
| P88 | <p>第2節 対策 1 企業の取組 企業は、災害時の企業の果たす役割(生命の安全確保、二次災害の防止、(略))</p> <p>第15章 防災施設等の整備 第2節 対策 1 防災施設及び災害対策用資機材等の整備 (2) 情報連絡施設の整備 県は、迅速で確実な災害対策をとるために、内閣総理大臣官邸及び非常災害対策本部とを結ぶ緊急連絡用のホットライン(中央防災無線)並びに総務省消防庁とを結ぶ消防防災無線、さらに、報道関係機関との間の放送局ホットラインを有効に活用するほか、県及び市町村等防災関係機関とを結ぶ防災行政無線及び「地域衛星通信ネットワーク」を利用した衛星通信設備の円滑な運用を図るものとする。</p> <p>2 防災用拠点施設の屋上番号標示 県は、県庁及び県事務所の屋上に番号を標示し、(略)</p> <p>第16章 防災訓練及び防災意識の向上 第2節 対策 2 防災のための意識啓発 (2) 県及び市町村は、地域と連携を図り、地域の実情に応じた防災の教育及び普及促進を図るとともに、次の事項に留意し、事に臨んで</p> | <p>第2節 対策 1 企業の取組 企業は、災害時の企業の果たす役割(生命の安全確保、二次災害の防止、(略))</p> <p>第15章 防災施設等の整備 第2節 対策 1 防災施設及び災害対策用資機材等の整備 (2) 情報連絡施設の整備 県は、迅速で確実な災害対策をとるために、内閣総理大臣官邸及び非常災害対策本部とを結ぶ緊急連絡用のホットライン(中央防災無線)並びに総務省消防庁とを結ぶ消防防災無線、さらに、報道関係機関との間の放送局ホットラインを有効に活用するほか、県及び市町村等防災関係機関とを結ぶ防災行政無線及び「地域衛星通信ネットワーク」を利用した衛星通信設備の円滑な運用を図るものとする。 <u>さらに、IP電話を利用する場合は、ネットワーク機器等の停電対策を図るものとする。</u> <u>また、県・市町村は、震度観測点の減少等により、震度の分布状況の把握に支障をきたし、初動対応に遅れが生じること等がないよう、地震計等観測機器の維持・管理に努める。</u></p> <p>2 防災用拠点施設の屋上番号標示 県は、県庁及び県民事務所・山村振興事務所の屋上に番号を標示し、(略)</p> <p>第16章 防災訓練及び防災意識の向上 第3節 対策 2 防災のための意識啓発 (2) 県及び市町村は、地域と連携を図り、地域の実情に応じた防災の教育及び普及促進を図るとともに、次の事項に留意し、事に臨んで</p> | <p>字句の修正 (産業労働部)</p> <p>防災基本計画の変更による。 (防災局)</p> <p>県組織の見直し (総務部)</p> |
| P93 | <p>第2節 対策 1 企業の取組 企業は、災害時の企業の果たす役割(生命の安全確保、二次災害の防止、(略))</p> <p>第15章 防災施設等の整備 第2節 対策 1 防災施設及び災害対策用資機材等の整備 (2) 情報連絡施設の整備 県は、迅速で確実な災害対策をとるために、内閣総理大臣官邸及び非常災害対策本部とを結ぶ緊急連絡用のホットライン(中央防災無線)並びに総務省消防庁とを結ぶ消防防災無線、さらに、報道関係機関との間の放送局ホットラインを有効に活用するほか、県及び市町村等防災関係機関とを結ぶ防災行政無線及び「地域衛星通信ネットワーク」を利用した衛星通信設備の円滑な運用を図るものとする。</p> <p>2 防災用拠点施設の屋上番号標示 県は、県庁及び県事務所の屋上に番号を標示し、(略)</p> <p>第16章 防災訓練及び防災意識の向上 第2節 対策 2 防災のための意識啓発 (2) 県及び市町村は、地域と連携を図り、地域の実情に応じた防災の教育及び普及促進を図るとともに、次の事項に留意し、事に臨んで</p> | <p>第2節 対策 1 企業の取組 企業は、災害時の企業の果たす役割(生命の安全確保、二次災害の防止、(略))</p> <p>第15章 防災施設等の整備 第2節 対策 1 防災施設及び災害対策用資機材等の整備 (2) 情報連絡施設の整備 県は、迅速で確実な災害対策をとるために、内閣総理大臣官邸及び非常災害対策本部とを結ぶ緊急連絡用のホットライン(中央防災無線)並びに総務省消防庁とを結ぶ消防防災無線、さらに、報道関係機関との間の放送局ホットラインを有効に活用するほか、県及び市町村等防災関係機関とを結ぶ防災行政無線及び「地域衛星通信ネットワーク」を利用した衛星通信設備の円滑な運用を図るものとする。 <u>さらに、IP電話を利用する場合は、ネットワーク機器等の停電対策を図るものとする。</u> <u>また、県・市町村は、震度観測点の減少等により、震度の分布状況の把握に支障をきたし、初動対応に遅れが生じること等がないよう、地震計等観測機器の維持・管理に努める。</u></p> <p>2 防災用拠点施設の屋上番号標示 県は、県庁及び県民事務所・山村振興事務所の屋上に番号を標示し、(略)</p> <p>第16章 防災訓練及び防災意識の向上 第3節 対策 2 防災のための意識啓発 (2) 県及び市町村は、地域と連携を図り、地域の実情に応じた防災の教育及び普及促進を図るとともに、次の事項に留意し、事に臨んで</p> | <p>字句の修正 (産業労働部)</p> <p>防災基本計画の変更による。 (防災局)</p> <p>県組織の見直し (総務部)</p> |

地震災害対策計画

| 現 行 | 改 正 案 | |
|---|---|---|
| <p>県民の一人ひとりが正しい知識と判断をもって行動できるよう、地震防災に関する啓発用パンフレット、チラシ等を作成し、各種防災行事等を通じて配布する。</p> <p>[広報の重点事項]</p> <p>ア 平常時の心得に関する事項</p> <p><u>(ア) 家族と避難先や連絡先を相談しておくこと。</u></p> <p><u>(イ) 防災訓練に進んで参加すること。</u></p> <p><u>(ウ) 自主防災組織に参加すること。</u></p> <p><u>(エ) 非常持出品をまとめておくこと。</u></p> <p><u>(オ) 日ごろから、がけ崩れ、津波に注意すること。</u></p> <p><u>(カ) 日ごろから、建物の耐震補強、家具等の転倒防止措置をとること。</u></p> <p><u>(キ) 日ごろから、飲料水や消火器の準備をすること。</u></p> <p>イ 警戒宣言発令時の心得に関する事項</p> <p><u>(ア) 正しい情報をつかむこと。</u></p> <p><u>(イ) すぐ家庭の防災会議を開くこと。</u></p> <p><u>(ウ) 家の中で家具等の下敷きにならないよう身の安全を確保できる場所を確かめること。</u></p> <p><u>(エ) 火はできるだけ使わないこと。</u></p> <p><u>(オ) 危険物などに注意すること。</u></p> <p><u>(カ) 水や消火器を用意すること。</u></p> <p><u>(キ) 身軽で安全な服装に着替えること。</u></p> <p><u>(ク) 非常持出品を確かめること。</u></p> <p><u>(ケ) 隣近所で助け合うこと。</u></p> <p><u>(コ) 自動車や電話の使用を自粛すること。</u></p> <p>ウ 地震発生時の心得に関する事項</p> <p><u>(ア) まずわが身の安全を図ること。</u></p> <p><u>(イ) すばやく火の始末をすること。</u></p> <p><u>(ウ) 非常脱出口を確保すること。</u></p> <p><u>(エ) 火が出たらまず消火すること。</u></p> <p><u>(オ) あわてて戸外に飛び出さないこと。</u></p> <p><u>(カ) 狭い路地、塀ぎわ、がけや川べりに近寄らないこと。</u></p> | <p>県民の一人ひとりが正しい知識と判断をもって行動できるよう、地震防災に関する啓発用パンフレット、チラシ等を作成し、各種防災行事等を通じて配布する。</p> <p>[広報の重点事項]</p> <p>ア 平常時の心得に関する事項 (削除)</p> <p>イ 警戒宣言発令時の心得に関する事項 (削除)</p> <p>ウ 地震発生時の心得に関する事項 (削除)</p> | <p>全体のバランスから文言を整理した。 (防災局)</p> <p>全体のバランスから文言を整理した。 (防災局)</p> <p>全体のバランスから文言を整理した。 (防災局)</p> <p>19年10月1日より緊急地震速報の広く国民への提供</p> |

地震災害対策計画

| | 現 行 | 改 正 案 |
|--|--|--|
| <p>P94</p> <p>(キ) <u>山崩れ、がけ崩れ、津波に注意すること。</u> (ク) <u>避難は徒歩で、持物は最小限にすること。</u> (ケ) <u>みんなが協力し合って応急救護を行うこと。</u> (コ) <u>正しい情報をつかみ、余震に注意すること。</u></p> <p>(3)自動車運転者に対する広報 警戒宣言が発せられた場合又は地震が発生した場合において、運転者として適切な行動がとれるよう事前に必要な広報等を行うこととする。</p> <p>ア 広報の方法 (ア) <u>講習会等を媒介とした活動</u> (イ) <u>広報誌を媒体とした広報</u></p> <p>イ 広報の対象 県内在住の自動車運転者</p> <p>ウ 広報の内容 (ア) <u>警戒宣言が発せられた場合又は地震発生時における交通規制の内容</u> (イ) <u>津波来襲のおそれのあるところでの交通規制、津波避難路についての交通規制の内容</u> (ウ) <u>警戒宣言が発せられた場合又は地震発生時における運転者のとるべき措置</u> (エ) <u>警戒宣言及び地震予知情報等の知識</u></p> <p>第3編 東海地震に関する事前対策 第3章 警戒宣言発令時等の情報伝達・収集及び広報 第2節 対策 第1 警戒宣言等の伝達等 1 伝達系統</p> | <p>工 <u>緊急地震速報の利用の心得に関する事項</u></p> <p>(3)自動車運転者に対する広報 警戒宣言が発せられた場合又は地震が発生した場合において、運転者として適切な行動がとれるよう事前に必要な広報等を行うこととする。</p> <p>第3編 東海地震に関する事前対策 第3章 警戒宣言発令時等の情報伝達・収集及び広報 第2節 対策 第1 警戒宣言等の伝達等 1 伝達系統</p> | <p>を開始したことから、利用の心得を継続的に周知・広報する必要があるため。 (名古屋気象台)</p> <p>全体のバランスから文言を整理した。 (防災局)</p> |

地震災害対策計画

| 現 行 | | 改 正 案 | |
|---|--|--|---|
| P104 | (1) 東海地震に関連する情報（東海地震予知情報、略） （図中） 県事務所 | (1) 東海地震に関連する情報（東海地震予知情報、略） （図中） 県民事務所・山村振興事務所 | 県組織の見直し （総務部） |
| P105 | (2) 警戒宣言 （図中） 県事務所 | (2) 警戒宣言 （図中） 県民事務所・山村振興事務所 | |
| 第3 警戒宣言後の避難状況等に関する情報の収集、伝達等） 1 収集・伝達系統 （図中） 県事務所 | | 第3 警戒宣言後の避難状況等に関する情報の収集、伝達等） 1 収集・伝達系統 （図中） 県民事務所・山村振興事務所 | |
| P108 | | | 県組織の見直し （総務部） |
| 第5章 発災に備えた直前対策 第5節 飲料水、電気、ガス、通信及び放送関係 第2 電気 (1) 電力施設の予防措置 ア 特別巡視、特別点検 給電制御所、有人の水力発電所、変電所等において、構内特別巡視、非常電源設備の点検、燃料・冷却水等の補充、消火設備の点検を実施する。 | | 第5章 発災に備えた直前対策 第5節 飲料水、電気、ガス、通信及び放送関係 第2 電気 (1) 電力施設の予防措置 ア 特別巡視、特別点検 給電制御所、発電所、変電所等において、構内特別巡視、非常電源設備の点検、燃料・冷却水等の補充、消火設備の点検を実施する。 | |
| P120 | | | 火力発電所においても同様の対応をすることを明確化するため。 （中部電力） |
| P123 | 第8節 郵政事業対策 第1 強化地域内の郵便局の措置 <u>(1) 警戒宣言が発せられた時点から、郵便局における業務の取扱いを停止する。</u> <u>なお、郵便貯金等に関する事務の窓口取扱時間内に警戒宣言が発せられた場合は、預金者の緊急な資金需要にこたえるため、普</u> | 第8節 郵便事業対策 第1 郵便事業株式会社の措置 1 強化地域内の支店の措置 <u>(1) 警戒宣言が発せられた場合は、その時点から支店における業務の取扱いを停止するものとする。</u> <u>(2) 警戒宣言が発せられた場合は、強化地域内に所在する支店におい</u> | 郵便事業株式会社・郵便局株式会社防災業務計画 （H19.10.1） 第3編第3章 第3節 |

地震災害対策計画

| 現 行 | 改 正 案 | |
|--|---|--|
| <p><u>通郵便局及び集配特定郵便局において郵便貯金の払戻金の払渡しの窓口取扱いを行う。</u></p> <p>(2) <u>郵便貯金自動預払機等は、機器の管理が可能な場合に限り、取扱いを行う。</u></p> <p>(3) <u>警戒宣言が発せられた場合は、郵便局における窓口取扱いを行う事務の種類及び取扱時間等を局前に掲示する。</u></p> <p>(4) <u>外務職員その他局外において郵政業務に従事している者は、原則として速やかに帰局する。</u></p> <p>第2 強化地域外の支店の措置 <u>原則として、平常どおり郵政事業の運営を行う。</u></p> <p>第9節 交通対策 第1 道路 3 交通規制の内容</p> | <p><u>て、窓口取扱いを行う事務の種類及び取扱時間並びにその他必要な事項を店頭に提示するものとする。</u></p> <p>(3) <u>警戒宣言が発せられた場合は、屋外で業務に従事している者は、原則として、速やかに自店に戻るものとする。</u></p> <p>(4) <u>地方公共団体との防災に関する協定に基づき、支店が一時的避難場所として使用される場合には、避難者の安全確保に万全を期するものとし、その際、高齢者、障害者等の災害時要援護者に十分配慮するものとする。</u></p> <p>2 強化地域外の支店の措置 <u>原則として、平常どおり窓口業務を行う。</u></p> <p>第2 郵便局株式会社の措置 1 強化地域内の郵便局の措置 (1) <u>警戒宣言が発せられた場合は、その時点から郵便局における業務の取扱いを停止する。</u></p> <p>(2) <u>上記(1)により業務を停止し、又は事務の一部を取り扱うときは、強化地域内に所在する郵便局において、窓口取扱いを行う事務の種類及び取扱時間並びにその他必要な事項を局前等に掲示するものとする。</u></p> <p>(3) <u>警戒宣言が発せられた場合は、屋外で業務に従事している者は、原則として速やかに郵便局に戻るものとする。</u></p> <p>(4) <u>警戒宣言が発せられて、地方公共団体との防災に関する協定に基づき、郵便局が一時的避難場所として使用される場合には、避難者の安全確保に万全を期するものとし、その際、高齢者、障害者等の災害時要援護者に十分配慮する。</u></p> <p>2 強化地域外の郵便局株式会社の措置 <u>原則として、平常どおり窓口業務を行う。</u></p> <p>第9節 交通対策 第1 道路 3 交通規制の内容</p> | <p>警戒宣言時の広報 第4節 警戒宣言発令に伴う業務運営 (郵便事業株) (郵便局株)</p> |

地震災害対策計画

| 現 行 | | 改 正 案 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|-------|--|---|--|----|------|------|--------|--------|----|-----|----------|----------|-------|------|-------|----------|----|----|-------|----------|----|------|-------|----------|----|------|--------|----------|----|------|--------|--------|-------|-----|--------|--------|----|----|--------|----------|----|-----|--------|--------|----|----|--------|--------|-------|---|------|-----|----|------|------|--------|----------|----|-----|---------|---------|-------|------|-------|-----------|----|----|-------|----------|----|------|-------|------------|----|------|--------|----------|----|------|--------|-----------|-------|-----|--------|-----------|----|-------|--------|----------|----|-------|--------|---------|----|--|
| P125 | <p>(1) 緊急交通路 ア 第1次 (ア) 強化地域規制 (表中) せと品野ICを除く県内全IC(岐阜方面を除く)</p> <p>(イ) 強化地域周辺規制</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>交差点名</th> <th>路線名</th> <th>住所</th> <th>規制方向</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一色下方</td> <td>国道155号</td> <td>稲沢市一色町</td> <td>南進</td> </tr> <tr> <td>梅須賀</td> <td>(主)一宮蟹江線</td> <td>稲沢市横須賀町南</td> <td>南進・東進</td> </tr> <tr> <td>中之郷南</td> <td>国道22号</td> <td>西春日井郡西春町</td> <td>南進</td> </tr> <tr> <td>豊場</td> <td>国道41号</td> <td>西春日井郡豊山町</td> <td>南進</td> </tr> <tr> <td>鳥居松北</td> <td>国道19号</td> <td>春日井市瑞穂通6</td> <td>南進</td> </tr> <tr> <td>高蔵寺北</td> <td>国道155号</td> <td>春日井市高蔵寺町</td> <td>南進</td> </tr> <tr> <td>新大橋南</td> <td>国道363号</td> <td>瀬戸市共栄通</td> <td>南進・西進</td> </tr> <tr> <td>東本町</td> <td>国道155号</td> <td>瀬戸市東本町</td> <td>南進</td> </tr> <tr> <td>飯野</td> <td>国道419号</td> <td>豊田市藤岡飯野町</td> <td>南進</td> </tr> <tr> <td>今朝平</td> <td>国道153号</td> <td>豊田市足助町</td> <td>西進</td> </tr> <tr> <td>稲橋</td> <td>国道153号</td> <td>豊田市稲武町</td> <td>南進・西進</td> </tr> </tbody> </table> | 交差点名 | 路線名 | 住所 | 規制方向 | 一色下方 | 国道155号 | 稲沢市一色町 | 南進 | 梅須賀 | (主)一宮蟹江線 | 稲沢市横須賀町南 | 南進・東進 | 中之郷南 | 国道22号 | 西春日井郡西春町 | 南進 | 豊場 | 国道41号 | 西春日井郡豊山町 | 南進 | 鳥居松北 | 国道19号 | 春日井市瑞穂通6 | 南進 | 高蔵寺北 | 国道155号 | 春日井市高蔵寺町 | 南進 | 新大橋南 | 国道363号 | 瀬戸市共栄通 | 南進・西進 | 東本町 | 国道155号 | 瀬戸市東本町 | 南進 | 飯野 | 国道419号 | 豊田市藤岡飯野町 | 南進 | 今朝平 | 国道153号 | 豊田市足助町 | 西進 | 稲橋 | 国道153号 | 豊田市稲武町 | 南進・西進 | <p>(2) 緊急交通路 ア 第1次 (ア) 強化地域規制 (表中) せと品野IC及びせと赤津IC内周り線(北進)を除く県内全IC</p> <p>(イ) 強化地域周辺規制</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>交差点名</th> <th>路線名</th> <th>住所</th> <th>規制方向</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一色下方</td> <td>国道155号</td> <td>稲沢市一色下方町</td> <td>南進</td> </tr> <tr> <td>梅須賀</td> <td>県道一宮蟹江線</td> <td>稲沢市梅須賀町</td> <td>南進・東進</td> </tr> <tr> <td>中之郷南</td> <td>国道22号</td> <td>北名古屋市中之郷南</td> <td>南進</td> </tr> <tr> <td>豊場</td> <td>国道41号</td> <td>西春日井郡豊山町</td> <td>南進</td> </tr> <tr> <td>鳥居松北</td> <td>国道19号</td> <td>春日井市瑞穂通1丁目</td> <td>南進</td> </tr> <tr> <td>高蔵寺北</td> <td>国道155号</td> <td>春日井市高蔵寺町</td> <td>南進</td> </tr> <tr> <td>新大橋南</td> <td>国道363号</td> <td>瀬戸市共栄通3丁目</td> <td>南進・西進</td> </tr> <tr> <td>東本町</td> <td>国道155号</td> <td>瀬戸市共栄通1丁目</td> <td>南進</td> </tr> <tr> <td>小原ト礼北</td> <td>国道419号</td> <td>豊田市大ヶ蔵連町</td> <td>南進</td> </tr> <tr> <td>上郷大橋北</td> <td>国道153号</td> <td>豊田市大野瀬町</td> <td>西進</td> </tr> </tbody> </table> <p>(削除)</p> <p>(2) 広域交通規制 広域交通検問所 (表中) 豊橋市八町通一丁目地内 春日井市坂下町4丁目地内 犬山市橋爪東5丁目地内 五郎丸交番前</p> <p>第4編 災害応急対策 第1章 活動態勢(組織の動員配備) (略)</p> | 交差点名 | 路線名 | 住所 | 規制方向 | 一色下方 | 国道155号 | 稲沢市一色下方町 | 南進 | 梅須賀 | 県道一宮蟹江線 | 稲沢市梅須賀町 | 南進・東進 | 中之郷南 | 国道22号 | 北名古屋市中之郷南 | 南進 | 豊場 | 国道41号 | 西春日井郡豊山町 | 南進 | 鳥居松北 | 国道19号 | 春日井市瑞穂通1丁目 | 南進 | 高蔵寺北 | 国道155号 | 春日井市高蔵寺町 | 南進 | 新大橋南 | 国道363号 | 瀬戸市共栄通3丁目 | 南進・西進 | 東本町 | 国道155号 | 瀬戸市共栄通1丁目 | 南進 | 小原ト礼北 | 国道419号 | 豊田市大ヶ蔵連町 | 南進 | 上郷大橋北 | 国道153号 | 豊田市大野瀬町 | 西進 | <p>具体的な表現により規制計画を明確にするため (県警)</p> <p>市町村合併に伴う強化地域拡大による規制箇所の見直し等 (県警)</p> <p>地名修正 (県警)</p> <p>防災体制の見直し・強化を行ったことに合わせ記述を変更する。 (防災局)</p> |
| 交差点名 | 路線名 | 住所 | 規制方向 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 一色下方 | 国道155号 | 稲沢市一色町 | 南進 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 梅須賀 | (主)一宮蟹江線 | 稲沢市横須賀町南 | 南進・東進 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 中之郷南 | 国道22号 | 西春日井郡西春町 | 南進 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 豊場 | 国道41号 | 西春日井郡豊山町 | 南進 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 鳥居松北 | 国道19号 | 春日井市瑞穂通6 | 南進 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 高蔵寺北 | 国道155号 | 春日井市高蔵寺町 | 南進 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 新大橋南 | 国道363号 | 瀬戸市共栄通 | 南進・西進 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 東本町 | 国道155号 | 瀬戸市東本町 | 南進 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 飯野 | 国道419号 | 豊田市藤岡飯野町 | 南進 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 今朝平 | 国道153号 | 豊田市足助町 | 西進 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 稲橋 | 国道153号 | 豊田市稲武町 | 南進・西進 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 交差点名 | 路線名 | 住所 | 規制方向 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 一色下方 | 国道155号 | 稲沢市一色下方町 | 南進 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 梅須賀 | 県道一宮蟹江線 | 稲沢市梅須賀町 | 南進・東進 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 中之郷南 | 国道22号 | 北名古屋市中之郷南 | 南進 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 豊場 | 国道41号 | 西春日井郡豊山町 | 南進 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 鳥居松北 | 国道19号 | 春日井市瑞穂通1丁目 | 南進 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 高蔵寺北 | 国道155号 | 春日井市高蔵寺町 | 南進 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 新大橋南 | 国道363号 | 瀬戸市共栄通3丁目 | 南進・西進 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 東本町 | 国道155号 | 瀬戸市共栄通1丁目 | 南進 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 小原ト礼北 | 国道419号 | 豊田市大ヶ蔵連町 | 南進 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 上郷大橋北 | 国道153号 | 豊田市大野瀬町 | 西進 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| P126 | <p>(2) 広域交通規制 広域交通検問所 (表中) 豊橋市八町通地内 春日井市坂下町地内 犬山市橋爪東地内 五郎丸交番前</p> | <p>(2) 広域交通規制 広域交通検問所 (表中) 豊橋市八町通一丁目地内 春日井市坂下町4丁目地内 犬山市橋爪東5丁目地内 五郎丸交番前交差点</p> | <p>地名修正 (県警)</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| P145 | <p>第4編 災害応急対策 第1章 活動態勢(組織の動員配備) (略)</p> | <p>第4編 災害応急対策 第1章 活動態勢(組織の動員配備) すべて削除し、別紙3のとおり修正する。</p> | <p>防災体制の見直し・強化を行ったことに合わせ記述を変更する。 (防災局)</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

地震災害対策計画

| 現 行 | | 改 正 案 | |
|------|--|---|---|
| P149 | <p>第2章 通信の運用 第1節 基本方針 (資料) ・東海地方非常通信協議会構成表・・・(付属資料第4-2)</p> | <p>第2章 通信の運用 第1節 基本方針 (資料) (削除)</p> | <p>付属資料から削除したため。 (防災局)</p> |
| P151 | <p>第2節 対策 3 激甚な大規模災害が発生した場合の対策 (1) 耐震通信施設の使用 県は、防災行政無線網や衛星通信施設が被災し、通信が寸断された場合に備えて県庁及び東三河事務所直近の地下に設置した耐震通信施設を運用し、(略) ア 県庁耐震通信施設の使用 県庁の無線統制室が万一被災した場合は、県庁耐震通信施設を使用し、県事務所、県内各市町村、(略) イ 東三河耐震通信施設の使用 災害情報の収集伝達を確保するため、県庁耐震通信施設と同様な機能を持つものとして東三河事務所の直近に設置した東三河耐震通信施設を使用し、(略)</p> | <p>第2節 対策 3 激甚な大規模災害が発生した場合の対策 (1) 耐震通信施設の使用 県は、防災行政無線網や衛星通信施設が被災し、通信が寸断された場合に備えて県庁及び東三河県民事務所直近の地下に設置した耐震通信施設を運用し、(略) ア 県庁耐震通信施設の使用 県庁の無線統制室が万一被災した場合は、県庁耐震通信施設を使用し、県民事務所・山村振興事務所、県内各市町村、(略) イ 東三河耐震通信施設の使用 災害情報の収集伝達を確保するため、県庁耐震通信施設と同様な機能を持つものとして東三河県民事務所の直近に設置した東三河耐震通信施設を使用し、(略)</p> | <p>県組織の見直し (総務部)</p> <p>県組織の見直し (総務部)</p> <p>県組織の見直し (総務部)</p> |
| P152 | <p>(5) 非常通信 ウ 非常通信の依頼 (図中) 県事務所(保健所)</p> | <p>(5) 非常通信 ウ 非常通信の依頼 (図中) 県民事務所・山村振興事務所・保健所</p> | <p>県組織の見直し (総務部)</p> |
| P153 | <p>(6) 孤立防止用無線電話等の使用 (略) 孤立防止を図っているので、各事務所(支部)、地方機関にあつては、(略)</p> | <p>(6) 孤立防止用無線電話等の使用 (略) 孤立防止を図っているので、各県民事務所(方面本部)、地方機関にあつては、(略)</p> | |
| P155 | <p>6 郵政業務の応急措置 (1) 郵便局窓口の維持 災害時、被災地における郵便局の窓口業務の維持を図るために、被災により業務継続が不能となった郵便局について、仮局舎急設に</p> | <p>6 郵便業務の応急措置 (1) 郵便事業株式会社の措置 ア 郵便物の送達の確保 (ア) 被災地における郵便物の運送及び集配の確保又は早期回復を</p> | <p>郵便事業株式会社・郵便局株式会社防災業務計画 (H19.10.1)</p> |

地震災害対策計画

| 現 行 | 改 正 案 | |
|---|--|---|
| <p><u>よる窓口業務の迅速な再開、移動郵便車等による臨時窓口の開設、窓口取扱時間又は取扱日の変更等の措置を講ずる。</u></p> <p><u>なお、災害の態様及び公衆の被災状況等、被災地の実情に応じ、災害特別事務取扱いを行う。</u></p> <p><u>(2)郵便の運送、確保</u></p> <p><u>ア 被災地における郵便の運送、集配の確保又は早期回復を図るため、災害の態様と規模に応じて、運送、集配の経路又は方法の変更、臨時運送、集配便の開設等機宜の応急措置を講ずる。</u></p> <p><u>イ 災害時において、重要な郵便物の送達の確保、交通の途絶等のため、やむを得ないと認められるときには、災害の規模、郵便事業施設の被災状況に応じて、地域及び期間に限って郵便の運送、集配便数を減便し、又は運送、集配業務を休止する。</u></p> | <p><u>図るため、災害の態様及び規模に応じて、運送又は集配の経路若しくは方法の変更、郵便物の区分方法の変更、臨時運送便又は臨時集配便の開設等機宜の応急措置を講ずるものとする。</u></p> <p><u>(イ) 災害時において、重要な郵便物の送達の確保又は交通の途絶のため、やむを得ないと認められる場合は、災害の規模及び郵便事業施設の被災状況に応じ、地域及び期間を限って郵便物の運送若しくは集配便を減便し、又は運送業務若しくは集配業務を休止するものとする。</u></p> <p><u>イ 支店の窓口業務の維持</u></p> <p><u>災害時において、被災地における支店の窓口業務の維持を図るため、被災により業務継続が不能となった支店について、仮社屋急設による窓口業務の迅速な再開、臨時窓口の開設、窓口取扱時間又は取扱日の変更等の措置を講ずるものとする。</u></p> <p><u>なお、災害の態様、被災者・被災地の実情に応じ、次のとおり、郵便業務に係る災害特別事務取扱いを実施するものとする。</u></p> <p><u>(ア) 被災者の安否通信等の便宜を図るため、被災地の支店において、被災世帯に対し、通常葉書及び郵便書簡を無償交付するものとする。</u></p> <p><u>(イ) 被災者が差し出す郵便物の料金免除を実施するものとする。</u></p> <p><u>(ウ) 被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社、その他総務省令で定める法人又は団体にあてた救助用の現金書留郵便物等の料金免除を実施するものとする。</u></p> <p><u>(2) 郵便局株式会社の措置</u></p> <p><u>窓口の維持</u></p> <p><u>災害時、被災地における郵便局の窓口業務の維持を図るために、被災により業務継続が不能となった店舗について、仮店舗による窓口業務の迅速な再開、臨時窓口の開設、窓口取扱時間又は取扱日の変更等の措置を講ずる。</u></p> | <p>第2編第3章 第10節 1 郵便物の送達の確保 2 窓口業務の維持</p> <p>第11節 災害時における郵便業務に係る災害特別事務取扱い及び援護対策 (郵便事業株) (郵便局株)</p> |

地震災害対策計画

| 現 行 | | 改 正 案 | |
|------|---|--|--|
| P156 | <p>第3章 津波予報・地震情報等の伝達 (略)</p> <p>第4章 被害状況等の収集・伝達 第2節 対策 1 情報の一般的収集、伝達系統 (図中)</p> | <p>第3章 津波警報等・地震情報等の伝達 すべて削除し、別紙4のとおり修正する。</p> <p>第4章 被害状況等の収集・伝達 第2節 対策 1 情報の一般的収集、伝達系統 (図中) <u>県民事務所・山村振興事務所</u> <u>保健所</u></p> | <p>19年10月1日より緊急地震速報の広く国民への提供を開始したこと、及び、気象業務法の一部改正(平成19年12月1日施行)に伴う地震津波業務規則の改正による。 (名古屋気象台)</p> |
| P160 | <p>2 被害状況等の収集・伝達 (3) 県における災害応急対策活動実施のための情報収集・伝達 ア <u>県災害対策本部・支部は、必要に応じ県内・管内市町村に職員を派遣し、構成機関を通じて市町村災害対策実施状況及び管内被災状況に関する情報収集に努め、逐次、県災害対策本部災害情報センター(防災局災害対策課)へ連絡するものとする。</u></p> | <p>2 被害状況等の収集・伝達 (3) 県における災害応急対策活動実施のための情報収集・伝達 ア 県は、必要に応じ市町村に職員を派遣し、<u>市町村被災状況等の情報収集に努め、派遣された職員は、逐次、県へ連絡するものとする。</u></p> | <p>県組織の見直し (総務部)</p> |
| P161 | <p>イ <u>支部構成機関は、管内区域の被災状況及び応急対策実施状況に関する情報の収集に努め、所属支部及び関係部局へ連絡する。</u></p> | <p>イ <u>方面本部構成機関は、管内区域の被災状況及び応急対策実施状況に関する情報の収集に努め、関係部局へ連絡する。</u></p> | <p>災対体制の見直し (防災局)</p> |

地震災害対策計画

現 行

4 重要な災害情報の収集伝達

P163

< 県への連絡先 >

| | | 平常時 | 第1非常配備 | 第2非常配備 (準備体制) | 第2非常配備 (警戒体制) | 第3非常配備 |
|--------|--------------|--|---|---|---|--------|
| | | 本庁舎2階防災局内 | | | 本庁舎6階災害情報センター | |
| 勤務時間内 | NTT | 052-951-3800 (災害対策課) 052-951-1382 (消防保安課) | 052-961-2111 (代表) 内線 2512 (災害) 内線 2512 (特殊災害) 内線 2526 (火災) 内線 2524 (危険物) 内線 2523 (救急・救助) | (直通) 052-954-6193 (災害・特殊災害) 052-954-6195 <u>(火災・危険物・救急・救助)</u> | 052-971-7104 (情報統括部 人・住家被害情報係) 052-971-7105 (指令部 総務係) <u>052-961-2111 (代表)</u> 内線 5302~5305 (総務係) 内線 5312~5314 <u>(人・住家被害情報係)</u> 内線 5309~5311 (広報係) 内線 5318~5320 (道路・河川情報係) 内線 5321~5323 (情報整理係) 内線 5315~5317 (部門別被害情報係) 内線 5325 (気象情報係) 内線 5306 (災害調査係) | |
| | NTTFAX | 052-954-6912 (2階災害対策課内) 052-961-3622 (6階災害対策課通信グループ) 052-954-6913 (2階消防保安課内) | | 052-971-7103 052-971-7106 | | |
| | 防災行政無線 | 600-1128 (2階災害対策課内) 600-2512 (災害) 600-2512 (特殊災害) 600-2526 (火災) 600-2524 (危険物) 600-2523 (救急・救助) | | 600-1360-1362 (統括係) 600-1364 (人・住家被害情報係) 600-1363 (広報係) 600-1366 (道路・河川情報係) 600-1367 (情報整理係) 600-1365 (部門別被害情報係) 600-1368 (気象情報係) 600-1362 (災害調査係) | | |
| | 防災行政無線 (FAX) | 600-1510 | | 600-1514、1515 | | |
| 勤務時間外 | NTT | 052-951-8647 (通信グループ) 052-951-3800 (災害対策課) 052-951-1382 (消防保安課) | | 上記勤務時間内の欄に同じ | | |
| | NTTFAX | 052-961-3622 (6階災害対策課通信グループ) | | 同上 | | |
| | 防災行政無線 | 600-1130 (6階災害対策課通信グループ) | | 同上 | | |
| | 防災行政無線 (FAX) | 600-1517 | | 同上 | | |
| e-mail | | saigaitaisaku@pref.aichi.lg.jp | | | | |

改 正 案

4 重要な災害情報の収集伝達

< 県への連絡先 >

| | | 平常時 | 第1非常配備 | 第2非常配備 (準備体制) | 第2非常配備 (警戒体制) | 第3非常配備 |
|--------|--------------|---|--------|---|------------------|--------|
| | | 本庁舎2階防災局内 | | | 本庁舎6階災害情報センター | |
| 勤務時間内 | NTT | 052-951-3800 (災害対策課) 052-951-1382 (消防保安課) 052-961-2111 (代表) 内線 2512 (災害) 内線 2512 (特殊災害) 内線 2549 (火災) 内線 2548 (危険物) 内線 2523 (救急・救助) (直通) 052-954-6193 (災害・特殊災害) 052-954-6195 (救急・救助) 052-954-6144 (火災・危険物) | | 052-971-7104 (情報部 情報班) 052-971-7105 (総務部 総務班) 052-961-2111 (代表) 内線 5302~5304 (総務部総務班) 内線 5325~5326 (総務部渉外班) 内線 5309~5311 (広報部広報班) 内線 5322~5323 (情報部総務班) 内線 5318~5321 (情報部総務班) 内線 5312~5314 (情報部方面班) 内線 5315~5317 (情報部公共機関班) 内線 5324 (情報部調査班) 内線 5327~5328 (運用部総務班) 内線 5329~5330 (運用部運用班) 内線 5331 (運用部事務会班) | | |
| | NTTFAX | 052-954-6912 (2階災害対策課内(災害・特殊災害)) 052-961-3622 (6階災害対策課通信グループ) 052-954-6913 (2階消防保安課内(救急・救助)) 052-954-6994 (1階消防保安課内(火災・危険物)) | | 052-971-7103 052-971-7106 | | |
| | 防災行政無線 | 600-1128 (2階災害対策課内) 600-2512 (災害) 600-2526 (特殊災害) 600-2559 (火災) 600-2526 (危険物) 600-2523 (救急・救助) | | 600-1360~1361 (総括部統括班) 600-1362 (総括部渉外班) 600-1363 (広報部広報班) 600-1366 (情報部部局班) 600-1364 (情報部方面班) 600-1365 (情報部公共機関班) 600-1368 (情報部調査班) 600-1369 (県警・自衛隊) | | |
| | 防災行政無線 (FAX) | 600-1510 | | 600-1514、1515 | | |
| 勤務時間外 | NTT | 052-954-6844 (宿日直室) | | 上記勤務時間内の欄に同じ | | |
| | NTTFAX | 052-954-6995 (宿日直室) | | 同上 | | |
| | 防災行政無線 | 600-5250~5253 (宿日直室) | | 同上 | | |
| | 防災行政無線 (FAX) | 600-4695 (宿日直室) | | 同上 | | |
| e-mail | | saigaitaisaku@pref.aichi.lg.jp | | | | |

県災害対策本部
(本庁)組織の見直し等のため。
(防災局)

地震災害対策計画

| 現 行 | | 改 正 案 | |
|---------------------|---|---|------------------|
| P171 | 伝達要領 2 河川・海岸・貯水池・ため池等、砂防被害 (1) 河川被害 (「伝達系統」中) <u>河川工事事務所</u> | 伝達要領 2 河川・海岸・貯水池・ため池等、砂防被害 (1) 河川被害 (「伝達系統」中) (削除) | 県組織の見直し (総務部) |
| P173 | (4) 砂防施設被害 (「伝達系統」中) 国: <u>国土交通省防災部</u> | (4) 砂防施設被害 (「伝達系統」中) 国: <u>国土交通省砂防部</u> | 誤記 (県建設部) |
| P176 | 5 鉄道施設被害 (「伝達系統」中) 名古屋臨海高速鉄道株式会社(総務課) <u>TEL (0569)22-9681</u> | 5 鉄道施設被害 (「伝達系統」中) 名古屋臨海高速鉄道株式会社(総務課) <u>TEL (052)383-0954</u> | 誤記 (地域振興部) |
| P179 | 9 水道施設被害 (「伝達系統」中) <u>県事務所(保健所)</u> | 9 水道施設被害 (「伝達系統」中) <u>保健所</u> | 県組織の見直し (総務部) |
| P180 | 10 公共土木施設被害 (「伝達系統(1) 国道交通省河川局所管の災害」中) <u>河川工事事務所</u> | 10 公共土木施設被害 (「伝達系統(1) 国道交通省河川局所管の災害」中) (削除) | 県組織の見直し (総務部) |
| | (「伝達系統(3) 国土交通省港湾局、水産庁所管の災害」中) <u>河川工事事務所</u> | (「伝達系統(3) 国土交通省港湾局、水産庁所管の災害」中) (削除) | 県組織の見直し (総務部) |
| P184 | 5 海上流出油等に関する情報の収集、伝達系統 (図中) <u>名古屋地方気象台予観測報課</u> | 5 海上流出油等に関する情報の収集、伝達系統 (図中) <u>名古屋地方気象台観測予報課</u> | 誤記 (名古屋気象台) |
| 第6章 自衛隊の災害派遣 | | 第6章 自衛隊の災害派遣 | |

地震災害対策計画

| 現 行 | | 改 正 案 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---------------|---|--|---|-----|-----|---------------|---|-----|-----|--|----|----|-----|-----|---------------|--|-----|-----|---|
| P188 | <p>第3節 災害派遣の活動範囲</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>救助物資の無償貸付又は譲与</td> <td>「防衛庁の管理に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する総理府令」(昭和33年総理府令第1号)に基づき、被災者に対し救助物資を無償貸付し、又は譲与する。</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> | 項目 | 内容 | (略) | (略) | 救助物資の無償貸付又は譲与 | 「防衛庁の管理に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する総理府令」(昭和33年総理府令第1号)に基づき、被災者に対し救助物資を無償貸付し、又は譲与する。 | (略) | (略) | <p>第3節 災害派遣の活動範囲</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>救助物資の無償貸付又は譲与</td> <td>「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」(昭和33年総理府令第1号)に基づき、被災者に対し救助物資を無償貸付し、又は譲与する。</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> | 項目 | 内容 | (略) | (略) | 救助物資の無償貸付又は譲与 | 「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」(昭和33年総理府令第1号)に基づき、被災者に対し救助物資を無償貸付し、又は譲与する。 | (略) | (略) | <p>防衛省への移行による法令の改正(H19.1.4) (航空自衛隊)</p> |
| 項目 | 内容 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (略) | (略) | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 救助物資の無償貸付又は譲与 | 「防衛庁の管理に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する総理府令」(昭和33年総理府令第1号)に基づき、被災者に対し救助物資を無償貸付し、又は譲与する。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (略) | (略) | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 項目 | 内容 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (略) | (略) | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 救助物資の無償貸付又は譲与 | 「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」(昭和33年総理府令第1号)に基づき、被災者に対し救助物資を無償貸付し、又は譲与する。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (略) | (略) | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| P206 | <p>第11章 津波応急対策 第2節 対策 1 情報の伝達等 <参考：津波予報の標識> 表(略)</p> <p>(注) 1 「ツナミナシ」の津波注意報を行った場合は、標識を用いない。 2 鳴鐘又は吹鳴の反復は、適宜とする。 3 大津波警報標識は、居住者等に避難、立ち退きを知らせるためのものであることから、水防信号の避難信号と同じ内容としている。</p> | <p>第11章 津波応急対策 第1節 対策 1 情報の伝達等 <参考：津波警報等の標識> 表(略)</p> <p>(注) (削除) 1 鳴鐘又は吹鳴の反復は、適宜とする。 2 大津波警報標識は、居住者等に避難、立ち退きを知らせるためのものであることから、水防信号の避難信号と同じ内容としている。</p> | <p>気象業務法施行令の一部改正(平成19年12月1日施行)による。 (名古屋気象台)</p> | | | | | | | | | | | | | | | | |
| P207 | <p>5 その他の措置 その他の津波災害に対する対策は、県、関係市町村及びその他の防災関係機関が、第4編災害応急対策計画の第3章津波予報・地震情報等の伝達計画、第8章災害警備、第9章避難・救出、第10章浸水対策などの各計画に準拠して必要な措置を講ずる。 (略)</p> | <p>5 その他の措置 その他の津波災害に対する対策は、県、関係市町村及びその他の防災関係機関が、第4編災害応急対策計画の第3章津波警報等・地震情報等の伝達計画、第8章災害警備、第9章避難・救出、第10章浸水対策などの各計画に準拠して必要な措置を講ずる。 (略)</p> | <p>「ツナミナシ」の津波注意報は、平成14年4月1日の地震津波業務規則改正に伴い、廃止されている。 (名古屋気象台)</p> | | | | | | | | | | | | | | | | |
| P211 | <p>第12章 医療・助産(医療救護) 第3節 対策 2 激甚な大規模災害が発生した場合の対策 (別表「医療救護班一覧表」中) 海部郡医師会</p> | <p>第12章 医療・助産(医療救護) 第3節 対策 2 激甚な大規模災害が発生した場合の対策 (別表「医療救護班一覧表」中) 海部医師会</p> | <p>気象業務法施行令の一部改正(平成19年12月1日施行)による。 (名古屋気象台)</p> | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | <p>名称変更 (県医師会)</p> | | | | | | | | | | | | | | | | |

地震災害対策計画

| 現 行 | | 改 正 案 | |
|------|---|---|---|
| P215 | <p>稲沢医師会 渥美医師会</p> <p>第13章 救助 第3節 食料の供給 2 対策 (2) 炊き出しその他による食品の給与 ア 市町村は、概ね次のとおり食品を供給する。 (ア) 熱源の使用不可能時には、調理が不要な食品(及び飲料水)を供給する。 ・第1段階 乾パン、ビスケット、<u>乾燥米飯</u>など ・第2段階 パン、おにぎり、弁当など</p> | <p>稲沢市医師会 田原市医師会</p> <p>第13章 救助 第3節 食料の供給 2 対策 (2) 炊き出しその他による食品の給与 ア 市町村は、概ね次のとおり食品を供給する。 (ア) 熱源の使用不可能時には、調理が不要な食品(及び飲料水)を供給する。 ・第1段階 乾パン、ビスケットなど ・第2段階 パン、おにぎり、弁当など</p> | <p>乾燥米飯については、政府倉庫に備蓄してあった在庫はなくなり、今後も備蓄する予定はないため。 (東海農政局)</p> |
| P218 | <p>第5節 避難所の開設 3 避難所の運営 (9) 避難者が避難所へペットを連れてきた場合は、「避難所ペット登録台帳」に登録するとともに、飼育場所や飼育ルールを飼育者及び避難者へ周知・徹底を図る。</p> | <p>第5節 避難所の開設 3 避難所の運営 (9) 避難者が避難所へペットを連れてきた場合は、「避難所ペット登録台帳」に登録するとともに、飼育場所や飼育ルールを飼育者及び避難者へ周知・徹底を図ること。</p> | <p>風水害編との表現の統一 (健康福祉部)</p> |
| P221 | <p>第15章 防疫・保健衛生 第3節 対策 1 大規模災害が発生した場合の対策 (6) 動物の保護 県は、被災動物の保護及び収容を行うとともに、危険動物及び犬による危害を防止する。 また、獣医師会等関係機関が実施する動物救護活動を支援する。</p> | <p>第15章 防疫・保健衛生 第3節 対策 1 大規模災害が発生した場合の対策 (6) 動物の保護 県は、被災動物の保護及び収容を行うとともに、特定動物及び犬による危害を防止する。 また、獣医師会等関係団体が実施する動物救護活動を支援する。</p> | <p>動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号)に合わせた用語の変更及び風水害編との表現の統一 (健康福祉部)</p> |
| P223 | <p>第16章 環境汚染防止及び廃棄物処理 第2節 廃棄物処理計画 3 対策 (☒「災害時の支援体制」中) 県事務所</p> | <p>第16章 環境汚染防止及び廃棄物処理 第2節 廃棄物処理計画 3 対策 (☒「災害時の支援体制」中) 県民事務所・山村振興事務所</p> | <p>県組織の見直し (総務部)</p> |

現 行

P231

第20章 帰宅困難者対策
第1節 予想される被害状況

(本来は横長の表であるが、新旧対照表記載上向きを変更。)

県内主要都市への流入人口(平成12年国勢調査結果)
(単位:人)

| 都市名 | 夜間人口 | 流入人口 | うち県内 | 岐阜県から | 三重県から | 静岡県から | その他の県外 | 県外計 |
|------|-----------|---------|---------|---------|--------|--------|--------|---------|
| 名古屋市 | 2,148,949 | 544,165 | 435,761 | 68,829 | 34,538 | 2,379 | 7,658 | 108,404 |
| 豊橋市 | 364,147 | 39,356 | 32,936 | 323 | 207 | 5,469 | 421 | 6,420 |
| 岡崎市 | 336,315 | 44,652 | 43,346 | 381 | 240 | 381 | 304 | 1,306 |
| 豊田市 | 350,847 | 70,506 | 67,882 | 1,329 | 428 | 223 | 644 | 2,624 |
| 安城市 | 158,744 | 43,291 | 42,859 | 195 | 85 | 59 | 93 | 432 |
| 春日井市 | 287,319 | 43,898 | 34,830 | 8,174 | 512 | 85 | 297 | 9,068 |
| 一宮市 | 273,523 | 40,661 | 32,573 | 7,546 | 287 | 33 | 222 | 8,088 |
| 県合計 | 7,016,136 | | | 121,310 | 46,449 | 10,754 | 12,824 | 191,337 |

改 正 案

第20章 帰宅困難者対策
第1節 予想される被害状況

(本来は横長の表であるが、新旧対照表記載上向きを変更。)

県内主要都市への流入人口(平成17年国勢調査結果)
(単位:人)

| 都市名 | 夜間人口 | 流入人口 | うち県内 | 岐阜県から | 三重県から | 静岡県から | その他の県外 | 県外計 |
|------|-----------|---------|---------|---------|--------|--------|--------|---------|
| 名古屋市 | 2,193,973 | 514,174 | 406,457 | 62,395 | 32,791 | 2,695 | 9,836 | 107,717 |
| 豊橋市 | 371,534 | 38,472 | 31,677 | 356 | 191 | 5,668 | 580 | 6,795 |
| 岡崎市 | 354,431 | 47,983 | 46,164 | 482 | 309 | 461 | 567 | 1,819 |
| 豊田市 | 408,700 | 82,734 | 77,907 | 2,310 | 616 | 354 | 1,547 | 4,827 |
| 安城市 | 170,151 | 48,586 | 47,898 | 256 | 129 | 80 | 223 | 688 |
| 春日井市 | 294,512 | 45,354 | 35,673 | 8,540 | 595 | 127 | 419 | 9,681 |
| 一宮市 | 371,362 | 38,732 | 26,924 | 11,005 | 413 | 56 | 334 | 11,808 |
| 県合計 | 7,219,132 | | | 124,562 | 45,713 | 11,911 | 18,506 | 200,692 |

総務省統計局から
集計結果が公表さ
れたため。
(県民生活部)

地震災害対策計画

| 現 行 | | 改 正 案 | | |
|------|---|---|---|--|
| P238 | 第23章 道路交通規制 第2節 対策 第1 交通規制の内容 1 緊急交通路の確保 別表：交通規制対象路線 （表の区分「最優先路線」中） （中央自動車道） <u>10.8</u> （東海環状自動車道） <u>せと赤津IC</u> （名古屋高速道路） <u>62.2</u> （知多半島道路） <u>20.9</u> （知多横断道路） <u>半田中央IC</u> （国1号） <u>弥富市</u> （国19号） <u>熱田区伝馬</u> （国23号） <u>豊橋市大崎町（野依IC）</u> <u>弥富市</u> <u>98.1</u> （国42号） <u>田原市</u> <u>なし</u> | 第23章 道路交通規制 第2節 対策 第1 交通規制の内容 1 緊急交通路の確保 別表：災害時の交通規制対象路線 （表の区分「最優先路線」中） （中央自動車道） <u>11.2</u> （東海環状自動車道） <u>せと赤津IC・PA</u> （名古屋高速道路） <u>69.2</u> （知多半島道路） <u>20.1</u> （知多横断道路） <u>半田中央IC・JCT</u> （国1号） <u>弥富市五明町</u> （国19号） <u>熱田区伝馬1</u> （国23号） <u>豊橋市東七根町（七根IC）</u> <u>弥富市富島1</u> <u>105.5</u> （国42号） <u>田原市伊良湖町</u> （市）東志賀町線 <u>北区黒川本通1（北警察署南交差点）</u> <u>北区金城4（城北橋交差点）</u> <u>1.0</u> | 他文書との整合性を図るため修正（県警） 誤記 誤記 名古屋高速道路延伸（清須線）に伴う延長距離の修正 誤記 誤記 地名修正 地名修正 国道23号延伸に伴う延長距離等の修正 地名修正 最優先路線の新規追加 | |

地震災害対策計画

| 現 行 | | 改 正 案 | | |
|------|--|---|--|-------------------------|
| | 小計 <u>21 路線</u> | 小計 <u>22 路線</u> | | 最優先路線の新規追加に伴う路線数の変更 |
| | (表の区分「優先路線」中) (国259号) <u>田原市</u> | (表の区分「優先路線」中) (国259号) <u>田原市伊良湖町</u> | | 地名修正 |
| | (主 名古屋西港線) <u>弥富市</u> | (主 名古屋西港線) <u>弥富市稲荷1</u> | | 地名修正 |
| | 合計 <u>129 路線</u> <u>2280.2</u> | 合計 <u>130 路線</u> <u>2295.2</u> | | 路線の延伸・追加等による修正 |
| | (資料) ・ <u>地震時交通規制対象路線</u> ……………(付属資料第6-3) | (資料) ・ <u>災害時交通規制対象路線</u> ……………(付属資料第6-3) | | 他文書との整合性を図るため修正 (県警) |
| | 2 エリア交通規制 (表「名古屋・尾張エリアで発生した場合」及び「三河エリアで発生した場合」中) | 2 エリア交通規制 (表「名古屋・尾張エリアで発生した場合」及び「三河エリアで発生した場合」中) (すべての路線について、地名と検問場所の間に1文字分のスペースを入れる。) | | 表記内容をわかりやすくするため |
| P239 | (表「名古屋・尾張エリアで発生した場合」中) (国道23号) <u>刈谷市今川町</u> | (表「名古屋・尾張エリアで発生した場合」中) (国道23号) <u>刈谷市泉田町</u> | | 地名修正 |
| | (国道153号) <u>三好油田交差点</u> | (国道153号) <u>三好前田交差点</u> | | 地名修正 |
| | (国道1号) <u>弥富市</u> | (国道1号) <u>弥富市五明町</u> | | 地名修正 |
| | (国道23号) <u>弥富市</u> | (国道23号) <u>弥富市富島町</u> | | 地名修正 |
| | (国道41号) <u>犬山市大字五郎丸五郎丸交差点</u> | (国道41号) <u>犬山市橋爪東5丁目 五郎丸交番前交差点</u> | | 地名修正 |

地震災害対策計画

| | 現 行 | 改 正 案 | |
|------|--|---|---|
| | (県道佐屋多度線) <u>愛西市立田大橋東交差点</u> | (県道佐屋多度線) <u>愛西市立田町 立田大橋交差点</u> | 地名修正 |
| | (県道給父清洲線) <u>愛西市藤ヶ瀬交差点</u> | (県道給父清洲線) <u>愛西市藤ヶ瀬 藤ヶ瀬交差点</u> | 地名修正 |
| P241 | 第3 緊急通行車両の確認 (「別記様式1」中) 通行時間 | 第3 緊急通行車両の確認 (「別記様式1」中) 通行日時 | 誤記 (県警) |
| P242 | (「別記様式2」中) 通行時間 | (「別記様式2」中) 通行日時 | 誤記 (県警) |
| P248 | 第26章 電力施設対策 第1節 予想される被害・状況等 1 発変電設備 地震動等により電力機器類の碍子碍管破損の被害が予想される。 | 第26章 電力施設対策 第1節 予想される被害・状況等 1 発変電設備 地震動等により電力設備破損の被害が予想される。 | 碍子碍管破損のみ のように受けとめ られるため。 (中部電力) |
| P251 | 第27章 都市ガス施設対策 第3節 対策 1 大規模災害が発生した場合の対策 (6) 広報活動 マイコンメーターの復帰方法等を <u>広報車の巡回、ちらし類の配布、</u> さらに報道機関を通じて呼びかける。 | 第27章 都市ガス施設対策 第3節 対策 1 大規模災害が発生した場合の対策 (6) 広報活動 マイコンメーターの復帰方法等を <u>広報車等により周知、</u> さらに報道機 関を通じて呼びかける。 | 現行の実施内容に 修正 (東邦ガス) |
| P257 | 第31章 下水道対策 第3節 対策 2 激甚な大規模災害が発生した場合の対策 (略) また、愛知県独自では対応が不十分であると判断された場合には、中 部9県1市の相互応援体制を定めた「下水道事業災害時中部ブロック | 第31章 下水道対策 第3節 対策 2 激甚な大規模災害が発生した場合の対策 (略) また、愛知県独自では対応が不十分であると判断された場合には、中 部10県4市の相互応援体制を定めた「下水道事業災害時中部ブロック | 下水道事業災害時 中部ブロック応援 に関するルールが 改定になり、新た に新潟県、新潟市、 静岡市及び浜松市 |

地震災害対策計画

| 現 行 | | 改 正 案 | |
|------|--|--|--|
| P260 | <p>援に関するルール」に基づき、下水道事業災害時中部ブロック応援本部へ応援要請する。</p> <p>第3 2章 応急仮設住宅の建設と住宅の応急修理 第3 節 対策 3 被災住宅の応急修理 (6)協力要請 県は被災住宅の応急処理に当たっては、<u>社団法人愛知県建設業協会</u>に対して協力を要請する。</p> <p>(資料) ・災害時における被災住宅の応急修理に関する協定書(<u>県対県建設業協会</u>) …………… (附属資料第 15-51)</p> | <p>応援に関するルール」に基づき、下水道事業災害時中部ブロック応援本部へ応援要請する。</p> <p>第3 2章 応急仮設住宅の建設と住宅の応急修理 第3 節 対策 3 被災住宅の応急修理 (6)協力要請 県は被災住宅の応急修理に当たっては、<u>社団法人愛知県建設業協会、愛知県建設組合連合、全愛知建設労働組合、愛知県建築組合連合会、愛知建設労働組合、愛知県建築技術研究会</u>に対して協力を要請する。</p> <p>(資料) ・災害時における被災住宅の応急修理に関する協定書 (<u>県対県建設業協会・県建設組合連合・全愛知建設労働組合・愛知建設労働組合・県建築組合連合会</u>)…………… (附属資料第 15-77)</p> | <p>が会員となったため。 (建設部)</p> <p>4団体(愛知県建設組合連合、全愛知建設労働組合、愛知県建築組合連合会、愛知建設労働組合)と新たに協定締結(H18.3.23)</p> |
| P263 | <p>第3 5章 金融対策 第1 節 基本方針 東海財務局、<u>日本郵政公社東海支社、日本銀行名古屋支店及び県</u>は、(略)</p> <p>第2 節 対策 1 東海財務局、日本銀行名古屋支店及び県 東海財務局、日本銀行名古屋支店は、<u>災害発生の際は、災害の実情、資金の需要状況等</u>に応じ、(略)</p> <p>ア <u>金融機関の措置</u> (イ) 預貯金の払戻及び中途解約に関する措置 a <u>預金通帳、届出印鑑等を焼失又は流失した預貯金者等</u>について</p> | <p>第3 5章 金融対策 第1 節 基本方針 東海財務局、日本銀行名古屋支店及び県は、(略)</p> <p>第2 節 対策 1 東海財務局、日本銀行名古屋支店及び県 東海財務局、日本銀行名古屋支店及び県は、<u>災害が発生し、又は発生するおそれがある場合</u>においては、<u>現地における災害の実情、資金の需要状況等</u>に応じ、(略)</p> <p>ア <u>預金取扱金融機関(ゆうちょ銀行は除く)への措置</u> (イ) 預貯金の払戻及び中途解約に関する措置 a <u>預金通帳、届出印鑑等を焼失又は流失した預貯金者</u>について</p> | <p>郵政民営化による。 (防災局)</p> <p>ゆうちょ銀行発足に伴う修正 (東海財務局)</p> |

地震災害対策計画

| 現 行 | 改 正 案 | |
|--|--|----------------------------------|
| <p>は、罹災証明書の呈示その他実情に即する簡易な確認方法をもって被災者の預貯金払戻の利便を図ること。</p> <p>b 事情やむを得ないと認められる被災者に対して、定期預金、定期積金等の中途解約又は当該預貯金を担保とする貸出に应ずる等の適宜の措置。</p> <p>(ウ) 手形交換、休日営業等に関する措置 (略) また、窓口における営業ができない場合であっても、顧客及び従業員の安全に十分配慮した上で現金自動預払機等において預金の払戻しを行う等、被災者の便宜を考慮した措置を講ずる。</p> <p>(I) 営業停止等における対応に関する措置 窓口営業停止等の措置を講じた場合、営業停止等並びに継続して現金預払機を稼働させる営業店舗名等を、(略)</p> <p><u>イ 保険会社の措置</u></p> <p><u>(ア) 生命保険金又は損害保険金の支払いについては、できる限り迅速に行うよう配慮し、生命保険料又は損害保険料の払込については、契約者の罹災状況に応じて、猶予期間の延長を行う等適宜の措置を講ずる。</u></p> <p><u>(イ) 窓口営業停止等の措置を講じた場合、営業停止等を行う営業店舗名等を、ポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やインターネットのホームページに掲載し、取引者に周知徹底すること。</u></p> | <p>は、罹災証明書の呈示あるいはその他実情に即する簡易な確認方法をもって被災者の預貯金払戻の利便を図ること。</p> <p>b 事情やむを得ないと認められる被災者に対して、定期預金、定期積金等の中途解約又は当該預貯金等を担保とする貸出に应ずる等の適宜の措置。</p> <p>(ウ) 手形交換、休日営業等に関する措置 (略) また、窓口における営業ができない場合であっても、顧客及び従業員の安全に十分配慮した上で現金自動預払機等において預貯金の払戻しを行う等、災害被災者の便宜を考慮した措置。</p> <p>(I) 営業停止等における対応に関する措置 窓口営業停止等の措置を講じた場合、営業停止等並びに継続して現金自動預払機等を稼働させる営業店舗名等を、(略)</p> <p><u>イ ゆうちょ銀行への措置</u></p> <p><u>(ア) 預金の払戻及び中途解約に関する措置</u></p> <p><u>a 預金通帳、届出印鑑等を焼失又は流出した預金者については、罹災証明書の呈示あるいはその他実情に即する簡易な確認方法をもって被災者の預金払戻の利便を図ること。</u></p> <p><u>b 事情やむを得ないと認められる被災者に対して、定期預金、定期積金等の中途解約又は当該預金等を担保とする貸出に应ずる等の適宜の措置。</u></p> <p><u>(イ) 休日営業等に関する措置</u> 災害時における休日営業又は平常時間外の営業についても適宜配慮すること。また、窓口における営業ができない場合であっても、顧客及び従業員の安全に十分配慮した上で現金自動預払機等において預金の払戻を行う等被災者の便宜を考慮した措置を講ずる。</p> <p><u>(ウ) 営業停止等における対応に関する措置</u> 窓口営業停止等の措置を講じた場合、営業停止等並びに継続して現金自動預払機等を稼働させる営業店舗名等を、ポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やインターネットのホームページに掲載し、取引者に周知徹底すること。</p> <p><u>ウ 保険会社(含む火災共済協同組合)への措置</u></p> | <p>ゆうちょ銀行発足に伴う新設 (東海財務局)</p> |

地震災害対策計画

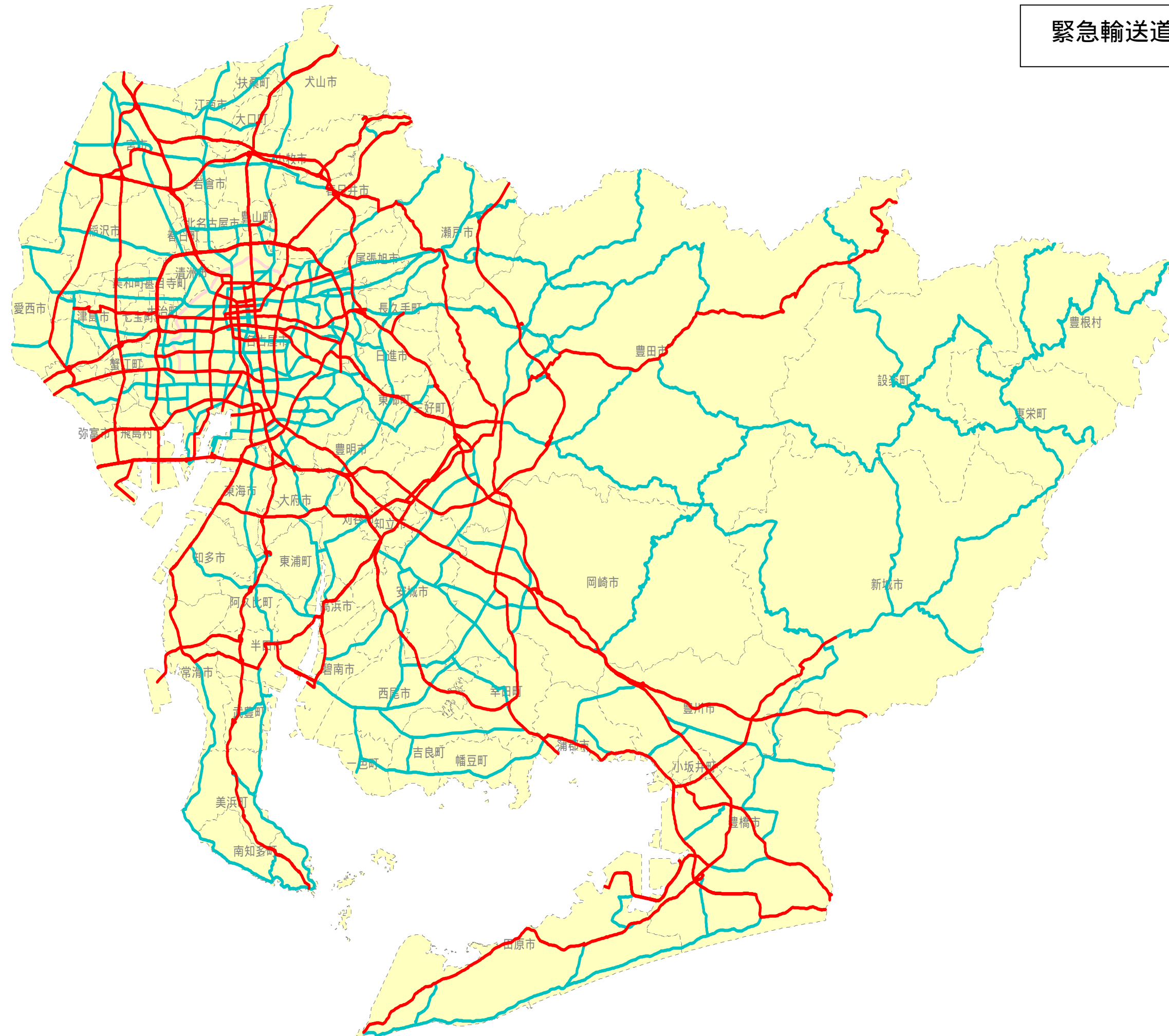
| 現 行 | 改 正 案 | |
|---|--|---|
| <p>ウ 証券会社の措置 (略)</p> <p>2 日本郵政公社東海支社 <u>災害時、被災地における郵便局の窓口業務の維持を図るため、被災により業務継続が不能となった郵便局について、仮局舎急設による窓口業務の迅速な再開、移動郵便車等による臨時窓口の開設、窓口支払資金の確保、窓口取扱時間又は取扱日の変更等の措置を講ずる。</u> <u>なお、災害の態様及び公衆の被災状況等被災地の実情に応じ、災害特別事務取扱いを行う。</u></p> <p>第5編 災害復旧 第1章 民生安定のための緊急措置 第2節 対策 4 被災者生活再建支援金の支給 「被災者生活再建支援法」に基づき、同法の適用となる自然災害により全壊又はこれに準ずる程度の被害を受けた世帯に対して、<u>自立した生活の開始を支援するため、通常必要となる物品の購入費及び家賃</u></p> <p>P271</p> | <p>(ア)保険金等の支払いに係る便宜措置 <u>保健証書、届出印鑑等を喪失した保険契約者等については、可能な限りの便宜措置</u></p> <p>(イ)保険金(共済金)の支払い及び保険料(共済掛金)の払込猶予に関する措置 <u>保険金の支払いについては、できる限り迅速に行うよう配慮し、保険料(共済掛金)の払込については、契約者の被災状況に応じて猶予期間の延長を行う等適宜の措置。</u></p> <p>(ウ)営業停止等における対応に関する措置 <u>保険会社(含む火災共済共同組合)において窓口営業停止等の措置を講じた場合、営業停止等を行う営業店舗名等を、ポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やインターネットのホームページに掲載し、取引者に周知徹底すること。</u></p> <p>エ 証券会社等への措置 (略)</p> <p>(削除)</p> <p>第5編 災害復旧 第1章 民生安定のための緊急措置 第2節 対策 4 被災者生活再建支援金の支給 「被災者生活再建支援法」に基づき、同法の適用となる自然災害により全壊又はこれに準ずる程度の被害を受けた世帯に対して、<u>その生</u></p> | <p>「災害特別事務取扱い」は、株式会社ゆうちょ銀行、株式会社かんぽ生命保険における決定事項であるため。 (郵便事業株) (郵便局株)</p> |

地震災害対策計画

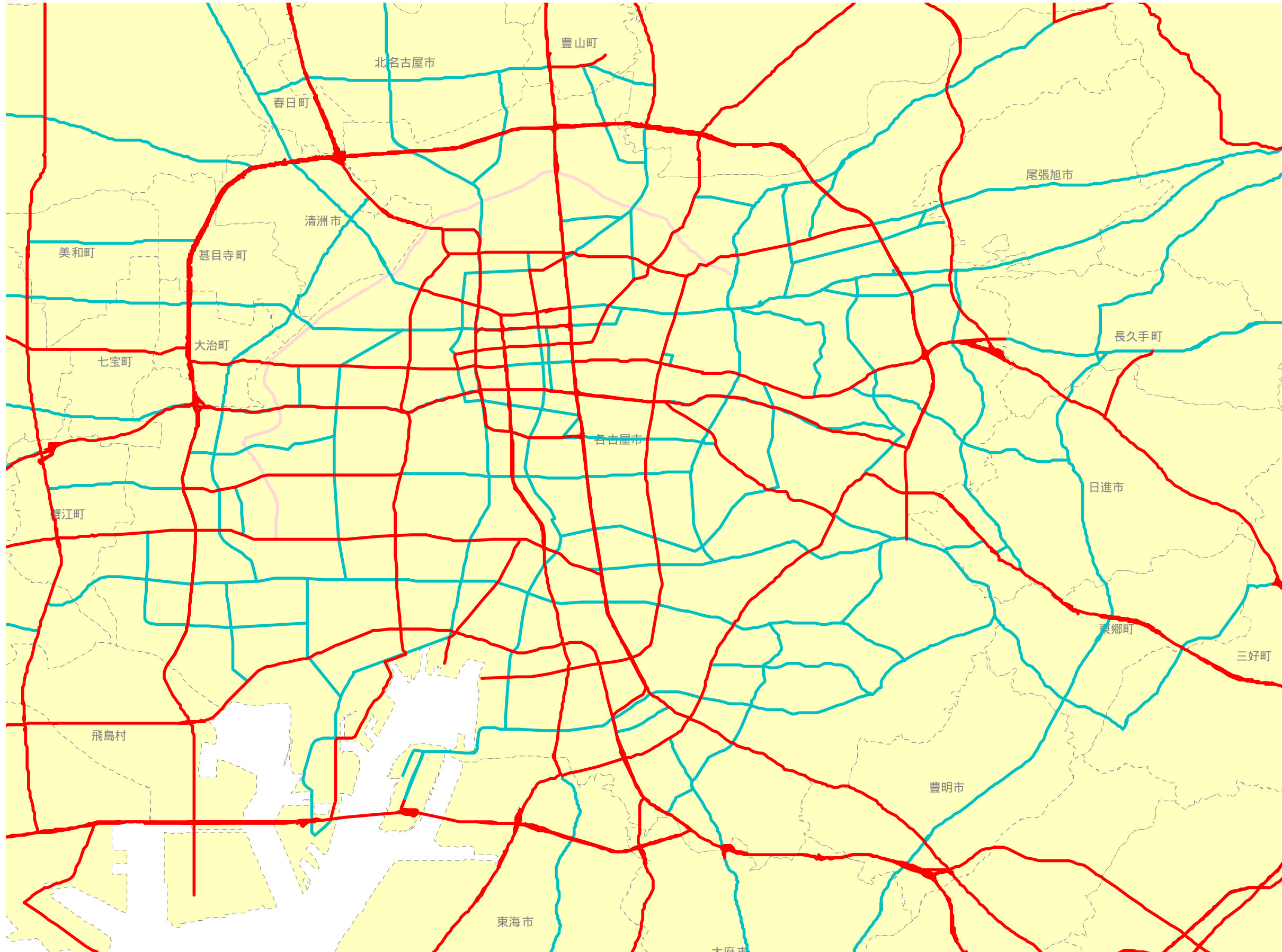
| | 現 行 | 改 正 案 |
|---|--|---|
| <p>P273</p> <p>等居住安定にかかる経費などを支給する。収入額が500万円以下の世帯には300万円以内、500万円超800万円以下で世帯主の年齢が60歳以上の世帯（収入額が500万円超700万円以下で世帯主の年齢が45歳以上60歳未満の世帯を含む。）及び要援護世帯には150万円以内の支援金を支給する。</p> <p>実施主体は都道府県であるが、支援金の支給に関しては、都道府県から当該事務の全部を委託された被災者生活再建支援法人が都道府県により拠出された基金を活用して行う。なお、支給する支援金の1/2は国の補助となっている。</p> <p>（支給の限度額300万円の内訳 生活関係経費100万円、居住関係経費200万円）</p> <p>（大規模半壊世帯の限度額は居住関係経費のみ100万円）</p> <p>7 住宅対策 （略）</p> <p>また、住宅金融公庫名古屋支店は、県と協議のうえ必要と判断される場合は、被災者の住宅再建や住宅融資債務者の相談に応ずるため、住宅相談所を設置し、復興に資する情報を提供する。そして、住宅金融公庫融資に係る債務者について、貸付金の返済猶予等、被災者の便宜を考慮した措置を必要に応じて講ずる。</p> <p>8 金融対策</p> <p>東海財務局、日本銀行名古屋支店は、民間金融機関等に対して、災害の状況、応急資金の需要等を勘案して融資相談所の開設、審査手続の簡便化、貸出の迅速化、貸出金の返済猶予等被災者の便宜を考慮した適時的確な措置を講じるよう要請する。</p> <p>また、農業協同組合系・漁業協同組合系の金融機関について、県は、関係機関と密接な連携をとりつつ、同様の措置を講じるよう要請する。</p> | <p>活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資するため、住宅の被害程度、再建方法に応じて定額の支援金を支給する。</p> <p>実施主体は都道府県であるが、支援金の支給に関しては、都道府県から当該事務の全部を委託された被災者生活再建支援法人が都道府県により拠出された基金を活用して行う。なお、支給する支援金の1/2は国の補助となっている。</p> <p>7 住宅対策 （略）</p> <p>また、住宅金融支援機構東海支店は、県と協議のうえ必要と判断される場合は、被災者の住宅再建や住宅融資債務者の相談に応ずるため、住宅相談所を設置し、復興に資する情報を提供する。そして、住宅金融支援機構融資に係る債務者について、貸付金の返済猶予等、被災者の便宜を考慮した措置を必要に応じて講ずる。</p> <p>8 金融対策</p> <p>(1) 東海財務局、日本銀行名古屋支店は、民間金融機関等に対して、災害の状況、応急資金の需要等を勘案して融資相談所の開設、審査手続の簡便化、貸出の迅速化、貸出金の返済猶予等被災者の便宜を考慮した適時的確な措置を講じるよう要請する。</p> <p>また、農業協同組合系・漁業協同組合系の金融機関について、県は、関係機関と密接な連携をとりつつ、同様の措置を講じるよう要請する。</p> <p>(2) 住宅金融支援機構東海支店は、県と協議のうえ必要と判断される場合は、被災者の住宅再建や住宅融資債務者の相談に応ずるため、住宅相談所を設置し、復興に資する情報を提供する。</p> | <p>被災者生活再建支援法の平成19年11月16日改正、及び、防災基本計画の修正に伴う変更（防災局）</p> <p>組織変更(平成19年4月1日)による。(建設部)</p> <p>風水害等災害対策計画との整合(建設部)</p> |

地震災害対策計画

| 現 行 | 改 正 案 |
|-----|--|
| | <p><u>また、住宅金融支援機構融資に係る債務者について、貸付金の返済猶予等、被災者の便宜を考慮した措置を必要に応じて講ずる。</u></p> <p><u>(資料)</u></p> <p><u>・災害時における住宅復興に向けた協力に係る基本協定書……………(附属資料第 15-50)</u></p> |



- 凡例
- 緊急輸送道路(1次)
 - 緊急輸送道路(2次)
 - 緊急用河川敷道路
 - 行政界



- 凡例
- 緊急輸送道路(1次)
 - 緊急輸送道路(2次)
 - 緊急河川敷道路
 - 行政界

第 4 編 災害応急対策

第 1 章 活動態勢（組織の動員配備）

第 1 節 基本方針

知事及び市町村長は、災害対策基本法第 23 条の規定に基づき、応急対策の推進を図る中心的な組織としてそれぞれの災害対策本部をできる限り速やかに設置し、その活動態勢を確立する。

また、各防災関係機関は地震災害の発生を防御し、応急的救助を行う等災害の拡大を防止するための活動態勢を整備する。

第 2 節 対策

1 県災害対策本部の設置

県の地域に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で知事が必要と認めたときは、災害対策基本法及び愛知県災害対策本部条例の規定により県災害対策本部を設置する。

(1) 県災害対策本部の設置

ア 設置・廃止基準

本部は、次の区分により設置し、災害発生のおそれが解消し、又は災害応急対策がおおむね完了したと本部長が認めたときに廃止する。

| 設置区分 | 設置基準 |
|-------------------------|--|
| 気象予警報等による場合 | <ul style="list-style-type: none"> ・県下に震度 5 弱以上の地震が発生したとき。 ・次の気象予警報等のいずれかが県下の地域に発表されたとき。 （大雨警報、暴風警報、洪水警報、高潮警報、暴風雪警報、木曾川中流はん濫警戒情報、木曾川下流はん濫警戒情報、長良川下流はん濫警戒情報、庄内川はん濫警戒情報、矢作川はん濫警戒情報、豊川及び豊川放水路はん濫警戒情報、新川はん濫警戒情報、日光川はん濫警戒情報、天白川はん濫警戒情報、境川はん濫警戒情報、逢妻川はん濫警戒情報、「愛知県外海大津波」又は「伊勢・三河湾大津波」の津波警報） |
| 知事が必要と認めた場合 | <ul style="list-style-type: none"> ・県の地域に、小規模又は相当規模の災害が発生したとき、又は発生するおそれがあり、知事が必要と認めたとき。 |
| 知事が必要と認め現地災害対策本部を設置する場合 | <ul style="list-style-type: none"> ・相当規模の災害が発生し、知事が必要と認めたとき。 |

イ 設置場所

本部（本部室）は、県本庁舎 6 階に設置する。

なお、県本庁舎が被災した場合には、愛知県自治センター 3 階の会議室（災害対策本部予備室）を充てる。

(2) 本部の組織・運営

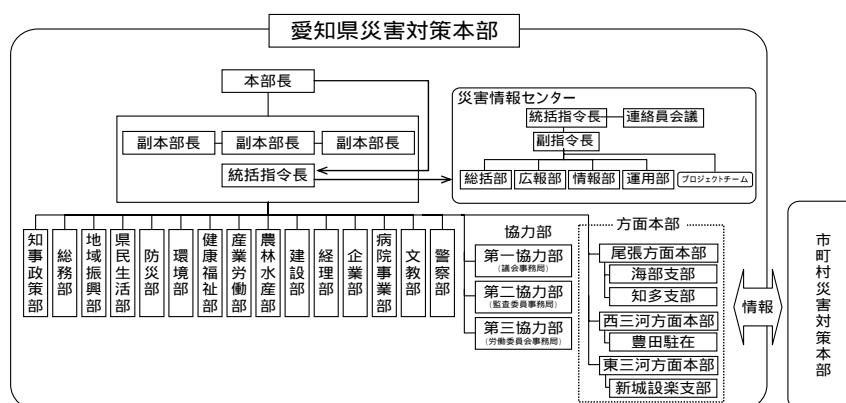
ア 本部の組織

本部の組織及び運営は、災害対策基本法及び愛知県災害対策本部条例に定めるところによることとする。

また、本部活動を展開する中核施設として、災害情報センターを設置するとともに、県の各部局は、それぞれ県災害対策本部の組織として、災害情報の収集及び伝達、応急措置、被災者の救難、救助等災害の発生防御又は拡大の防止のための各種措置を図る。

さらに、大規模災害時の現地即応体制の強化と市町村に対する県の支援体制の強化を図るため、県民事務所に方面本部を設置する。

なお、必要に応じて、自衛隊、中部地方整備局、名古屋地方気象台、中日本高速道路株式会社、日本赤十字社、西日本電信電話株式会社、中部電力株式会社、東邦瓦斯株式会社その他関係機関から連絡要員の派遣を受け入れる。



イ 本部長

本部長は知事とする。本部長は、本部の事務を総括し、本部職員を指揮監督する。

ウ 副本部長

副本部長は副知事及び防災局長とする。副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときはその職務を代理する。

本部長の職務を代理する副本部長の順序は、別に定める順位による。

エ 統括指令長

災害対策本部に統括指令長を置き、防災局長がその職に就く。統括指令長は、本部長の命を受け、各部を統括するほか、次に掲げる事務を行う。

- ・被害情報・活動状況等の収集伝達及び通信連絡の総括並びに広報に関すること
- ・本部の職員の動員に関すること
- ・本部における通信施設の保全に関すること
- ・国、自衛隊及び防災関係機関との連絡に関すること
- ・県災害対策本部の運営及び本部員室の庶務に関すること

オ 本部員

本部員は、本部長の命を受け、県災害対策本部の事務に従事する。

本部員の構成は次のとおりとする。

| |
|--|
| 教育長・警察本部長・知事政策局長・総務部長・人事担当局長・地域振興部長・県民生活部長・防災局次長・環境部長・健康福祉部長・健康担当局長・産業労働部長・労政担当局長・農林水産部長・農林基盤担当局長・建設部長・建築担当局長・出納事務局長・企業庁長・病院事業庁長 |
|--|

カ 災害対策本部要員

災害対策基本法第 23 条第 3 項に定めるその他の職員をいい、愛知県職員定数条例（昭和 24 年愛知県条例第 31 号）第 1 条に規定する職員をもって充てる。

災害対策本部要員となる職員については、自らが所属する災害時の部の業務を平素から理解するとともに、原則として、訓練や研修等に参加しなければならない。

2 災害情報センターの立ち上げ

本部の活動を掌理するとともに、各部、現地本部、方面本部、防災関係機関等との連絡・調整を円滑に行い、災害対策活動を強力に推進するため、本部に災害情報センターを置く。

災害情報センターの場所は、県本庁舎 6 階の災害情報センター室に設置する。

なお、県本庁舎が被災した場合には、愛知県自治センター地下 2 階の会議室（災害情報センター予備室）を充てる。

3 本部員会議の開催

本部長は、災害対策に関する重要事項の協議を行うため、必要に応じ本部員会議を招集する。

本部員会議の構成は、本部長、副本部長及び本部員とする。ただし、必要に応じ、防災関係機関を出席させることができる。

本部員会議の運営については、災害情報センターがその事務を取り仕切る。

なお、協議事項は次のとおりとする。

- | |
|---|
| (1) 県内市町村の被害状況及び災害応急対策の実施状況に関する事項 |
| (2) 本部の災害応急対策等の実施に関する基本的事項及び災害対策実施に関する重要な事項 |
| (3) 重要な災害情報の収集及び伝達に関する事項 |
| (4) 公用令書による公用負担に関する事項 |
| (5) その他災害対策上重要な事項 |

4 庁舎機能の確保

庁舎管理者は、庁舎機能の被災状況について、特に次の事項を最優先に確認し、災害情報センターに報告する。また、庁舎管理者は庁舎機能について迅速に復旧見込みを出すとともに、代替施設・設備、燃料・食料等を確保するとともに、ライフライン機関等必要な団体へ協力を要請する。

（最優先に確認すべき事項）

- | |
|-------------------------|
| (ア) 庁舎における電気、水道、ガスの稼働状況 |
|-------------------------|

- (イ) 非常用電源設備の稼働状況、及び、燃料確保状況
- (ウ) 通信施設の稼働状況
- (I) 被災後3日分の職員の食料・水の確保見込み
- (オ) 暖房・冷房施設の稼働状況

第3節 災害対策本部職員の動員

知事は、以下の基準によりあらかじめ県職員の非常配備体制を定め、迅速な動員を図る。

全職員が参集対象となる第3非常配備においては、原則、勤務公所へ参集し、本庁及び方面本部のセンター要員は、災害情報センター又は方面本部災害情報センターに参集する。

なお、参集状況については逐次記録するものとする。

(非常配備体制)

| 区分 | 参集基準 |
|--------|--|
| 第1非常配備 | <ul style="list-style-type: none"> ・災害が発生するおそれがあり、災害の規模・態様等の推測が困難である場合で、今後の状況の推移に注意を要するとき ・震度4の地震が発生したとき、又は小規模の災害が発生したとき |
| 第2非常配備 | <p>準備体制</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小規模の災害が発生するおそれがあるとき、又は小規模の災害が発生したとき <p>警戒体制</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相当規模の災害が発生するおそれがあるとき、又は相当規模の災害が発生したとき ・震度5弱の地震が発生したとき |
| 第3非常配備 | <ul style="list-style-type: none"> ・大規模の災害が発生するおそれがあるとき、又は大規模の災害が発生したとき ・震度5強以上の地震が発生したとき |

第4節 市町村及び防災関係機関の活動体制の整備

1 市町村災害対策本部の設置

市町村は、当該市町村の区域において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、第一次的な防災上の責務を有する団体として、関係法令、県地域防災計画及び市町村地域防災計画の定めるところにより、県、他の市町村、指定地方行政機関、当該市町村内の公共的団体、住民等の協力を得て、その有する全機能を発揮し災害応急対策を行う。

(1) 組織及び活動体制

市町村長は、災害対策の責務を遂行するため、あらかじめ災害に対処するための職員の動員、組織、配備態勢、情報連絡体制等を、休日、夜間等の勤務時間外における体制を含め定めておくものとする。

(2) 市町村災害対策本部の設置又は廃止の県等への報告

市町村長は、市町村災害対策本部を設置又は廃止したときは、直ちにその旨を県（防災局）へ報告するとともに、警察署、消防署等の関係機関に通報するものとする。

(3) 災害救助法が適用された場合の体制

市町村長は、当該市町村に災害救助法が適用された場合は、知事の委任を受けて、災害救助法に基づく救助事務を執行するものとする。

(4) 勤務時間外における体制の整備

市町村長は、休日及び夜間の勤務時間外における災害発生に備えた情報連絡体制をあらかじめ整えておくものとする。

2 防災関係機関の活動体制の整備

(1) 組織及び活動体制

防災関係機関は、災害発生時においてその所掌する災害応急対策を速やかに実施するとともに、他の防災関係機関が実施する災害応急対策が円滑・的確に行われるよう、相互の緊密な協力体制を整えておくものとする。

(2) 勤務時間外における体制の整備

防災関係機関は、休日及び夜間の勤務時間外における災害発生に備えた情報連絡体制をあらかじめ整えておくものとする。

第5節 関係機関等の相互協力

1 職員の派遣

(1) 職員派遣の要請

知事又は市町村長は、災害応急対策又は災害復旧を実施するに当たり当該機関の職員のみでは不足する場合には、知事は指定行政機関又は指定地方行政機関の長に対し、市町村長は指定地方行政機関の長に対して、職員の派遣を要請することができる。

(2) 職員派遣のあっせん

知事又は市町村長は、災害応急対策又は災害復旧を実施するに当たり当該機関の職員のみでは不足する場合は、それぞれ内閣総理大臣又は知事に対して指定行政機関又は指定地方行政機関の職員の派遣についてのあっせんと求めることができる。

また、知事又は市町村長は、内閣総理大臣又は知事に対し地方自治法による職員の派遣についてあっせんと求めることができる。

2 応援の要求

市町村長は、応急措置を実施するために必要があると認めるときは、他の市町村長に対し応援を求めることができる。

また、市町村長は、応急措置を実施するために必要があると認めるときは、知事に対し応援を求め、又は応急措置の実施を要求することができる。

第 3 章 津波警報等・地震情報等の伝達

第 1 節 基本方針

津波警報等及び地震情報等の内容や伝達の方法等を定め、関係機関の防災対策に資するものとする。

第 2 節 対策

1 情報の種類・内容等（気象庁又は名古屋地方気象台発表）

(1) 津波警報等

予想される津波の到達時刻や高さ、実際に観測された津波の到達時刻や高さ等を津波警報・注意報、津波予報、津波情報として発表する。

ア 種類

| 種 類 | 内 容 |
|-------|---|
| 津波警報 | 担当する津波予報区において津波による重大な災害のおそれがあると予想されるとき発表する。 |
| 津波注意報 | 担当する津波予報区において津波による災害のおそれがあると予想されるとき発表する。 |
| 津波予報 | 津波による災害のおそれがないと予想されるとき発表する。 |

なお、予想される津波の到達時刻や高さなどの補足事項他を津波情報として発表する。

イ 発表基準等

| 種 類 | 発表基準 | 解 説 |
|-------|---|--|
| 津波警報 | 大津波 予想される津波の高さが高いところで3メートル以上である場合 | 高いところで 3m 程度以上の津波が予想されますので、厳重に警戒してください。 |
| | 津波 予想される津波の高さが高いところで1メートル以上3メートル未満である場合 | 高いところで2m 程度の津波が予想されますので、警戒してください。 |
| 津波注意報 | 予想される津波の高さが高いところで、0.2メートル以上1メートル未満である場合であって津波による災害のおそれがある場合 | 高いところで0.5m 程度の津波が予想されますので、注意してください。 |
| 津波予報 | 津波が予想されないとき (地震情報に含めて発表) | 津波の心配はありません。 |
| | 0.2メートル未満の海面変動が予想されたとき (津波に関するその他の情報に含めて発表) | 高いところでも0.2m 未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要はありません。 |

| | | |
|--|--|--|
| | 津波注意報解除後も海面変動が継続するとき (津波に関するその他の情報を含めて発表) | 津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入ってから作業や釣り、海水浴などに際しては十分留意してください。 |
|--|--|--|

注) 1 津波による災害のおそれがなくなると認められる場合には、津波警報又は津波注意報の解除を行う。このうち、津波注意報は、津波の観測状況等により、津波が更に高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが発表基準より小さくなる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。

2 「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点におけるその潮位と、その時点で津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

ウ 津波情報

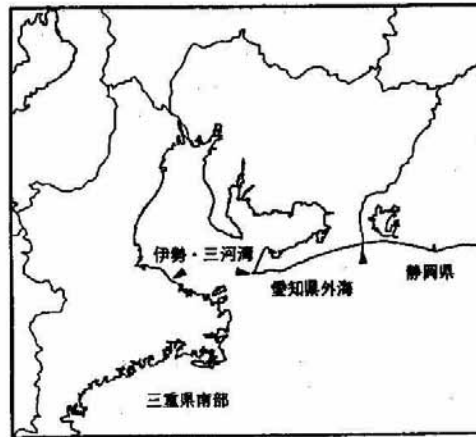
| 種 類 | 内 容 |
|---------------------------|---|
| 津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報 | 各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さをメートル単位で発表 |
| 各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報 | 主な地点の満潮時刻・津波の到達予想時刻を発表 |
| 津波観測に関する情報 | 実際に津波を観測した場合に、その時刻や高さを発表 |
| 津波に関するその他の情報 | 津波に関するその他必要事項を発表 津波予報(津波の心配がない場合を除く)を含めて発表 |

エ 津波予報区

日本の沿岸は 66 の津波予報区に分けられている。その内、愛知県が属する津波予報区は、次のとおりである。

| 津波予報区の名称 | 津波予報区域 | 津波予報区域に属する愛知県の市町村 |
|----------|-------------------------|---|
| 愛知県外海 | 愛知県(伊良湖岬西端以東の太平洋沿岸に限る。) | 豊橋市、田原市 |
| 伊勢・三河湾 | 愛知県(伊良湖岬西端以東の太平洋沿岸を除く。) | 名古屋市、豊橋市、半田市、豊川市、碧南市、刈谷市、西尾市、蒲郡市、常滑市、東海市、知多市、高浜市、田原市、弥富市、飛島村、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町、一色町、吉良町、幡豆町 |
| | 三重県(伊勢市以南を除く。) | (三重県の市町村は省略) |

愛知県及び周辺の県が属する津波予報区



(2) 地震に関する情報

ア 緊急地震速報の実施

気象庁は、地震動により重大な災害が起こるおそれのある場合は、強い揺れが予想される地域に対し、緊急地震速報(警報)を発表する。

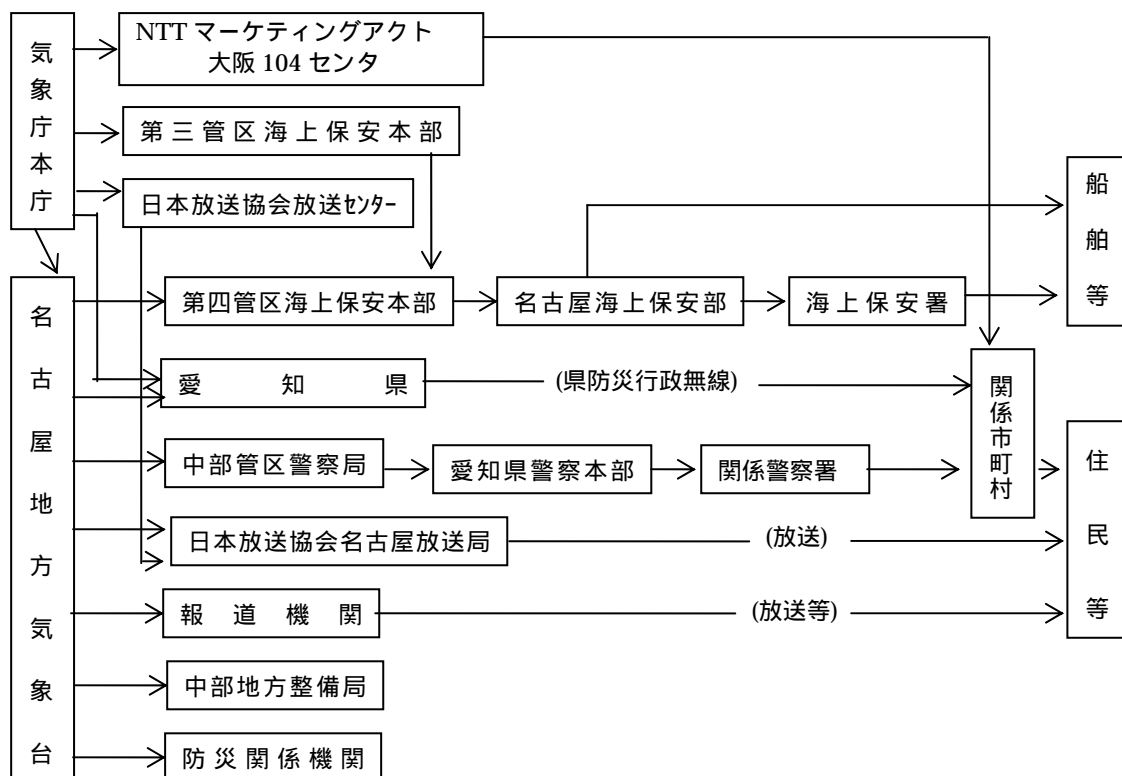
イ 地震に関する情報の種類

| 種 類 | 内 容 等 |
|-------------|--|
| 震度速報 | 地震発生約2分後、震度3以上の全国約180に区分した地域名と地震の発生時刻を発表(愛知県は気象庁本庁からも緊急情報衛星同報受信システムにより受信) |
| 震源に関する情報 | 地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)に「津波の心配なし」又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配なし」を付加して発表 |
| 震源・震度に関する情報 | 地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、震度3以上の地域名と市町村名を発表。なお、震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表 |
| 各地の震度に関する情報 | 愛知県内で震度1以上となる地震が観測されたときに、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、愛知県及び隣接県(静岡・長野・岐阜・三重の各県)内の各観測点の震度を発表 |
| その他の情報 | <ul style="list-style-type: none"> ・地震回数に関する情報(以下に示す地域で地震が多発した時に、震度1以上を観測した地震の回数を発表) 「長野県北部、長野県中部、長野県南部、岐阜県飛騨地方、岐阜県美濃東部、岐阜県美濃中西部、静岡県伊豆地方、静岡県東部、静岡県中部、静岡県西部、愛知県東部、愛知県西部、三重県北部、三重県中部、三重県南部、伊豆半島東方沖、駿河湾、駿河湾南方沖、遠州灘、三河湾、伊勢湾、三重県南東沖、和歌山県南方沖、東海道南方沖、南海道南方沖」 ・その他、顕著な地震の震源要素更新のお知らせなどを発表 |

2 情報の伝達

津波警報等、地震情報等は、極めて迅速に周知されなければならないので、関係機関は次の伝達システムにより迅速かつ的確に伝達するものとする。

伝達系統図



(注) 1 伝達方法

名古屋地方気象台からの伝達は、防災情報提供システムによる。

2 気象庁本庁から NTT マーケティングアクト大阪104センターには、警報についてのみ伝達を行う。

3 愛知県は気象庁本庁からも緊急情報衛星同報受信システムにより受信

3 県などにおける措置

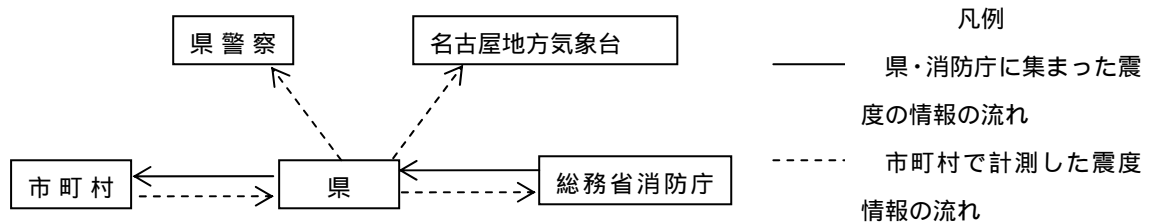
(1) 県における措置

気象庁又は名古屋地方気象台から伝達された情報を、県が受領し、関係市町村に通知(緊急地震速報を除く)するものとする。

震度情報ネットワークシステムにより計測した震度情報については、防災局災害対策課において収集し、名古屋地方気象台及び県内市町村に伝達する。なお、震度3以上を計測した場合は、県警察にも伝達するものとする。

震度情報ネットワークシステムにより収集した震度情報については、次の伝達系統図のとおりとする。

津波警報等、震度情報の伝達系統図



(2) 報道機関における措置

報道機関は、気象庁又は名古屋地方気象台から情報等が伝達されたときは、速やかに放送等を行うよう努めるものとする。

(3) 市町村における措置

ア 市町村長は、情報等の受領に当たっては、関係部課に周知徹底し得るよう、あらかじめ情報等の内部伝達組織を整備しておくものとする。

イ 市町村長は、情報等の伝達を受けたとき、又は市町村に設置した計測震度計等により地震発生を知ったときは、市町村地域防災計画に定めるところにより、正確かつわかりやすい情報として、速やかに住民その他関係のある公私の団体に周知徹底するものとする。

(4) その他防災関係機関の措置

気象庁又は名古屋地方気象台から直接情報等を受けない防災関係機関は、ラジオ放送、テレビ放送に留意し、さらに県、市町村と積極的に連絡をとり、関係機関相協力して情報等の周知徹底を図るものとする。

4 津波の自衛措置

沿岸市町村においては、強い地震（震度4程度以上）に加え、弱い地震であっても長時間ゆっくりとした揺れを感じた場合、次の措置をとる。

(1) 市町村長は自らの判断で、海浜にある者、海岸付近の住民等に直ちに避難すべき地域から退避し、急いで安全な場所に避難するよう指示を行うこと。

(2) 津波注意報・警報の情報収集にあつては、放送機関からの情報にも留意し聴取する責任者を定めるなどの体制をとり、収集した情報の迅速かつ的確な伝達を行うこと。

5 受伝達の留意事項

(1) 注意報、警報の内容を全文伝達することは、相当時間を要し、災害防止に機を失することもあるので、気象通報票により受伝達の迅速化を図るものとする。

(2) 前項の受伝達については、送信者、受信者の氏名を確認し合うものとする。